

(愛媛県報平成15年12月26日第1521号外 1 別冊 7)

宇和海における特定区画漁業の免許の内容 たるべき事項等

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第1号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡保内町川之石大馬越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡保内町川之石10番耕地56の2地先の突端標識 点 ア Aから西宇和郡保内町川之石龍潭寺東端見通し100メートルの点 イ Aから西宇和郡保内町川之石小学校体育館東端見通し180メートルの点 ウ Aから63度200メートルの点 エ Aから90度138メートルの点	西宇和郡保内町川之石	別記2のとおり
宇特區第2号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡保内町川之石榎之木浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡保内町川之石10番耕地24の1地先の突端標識 点 ア Aから西宇和郡保内町川之石亀岩見通し50メートルの点 イ Aから西宇和郡保内町川之石亀岩見通し550メートルの点 ウ イから285度100メートルの点 エ アから285度100メートルの点	西宇和郡保内町川之石	別記2のとおり
宇特區第3号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡伊方町川永田室の鼻地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町川永田室ノ鼻灯台から北東へ120メートルの標識 B 西宇和郡伊方町川永田防波堤の付根から海岸線沿い南東へ150メートルの水路口 点 ア Aから西宇和郡伊方町仁田之浜波止東端見通し250メートルの点 イ Bから西宇和郡伊方町湊浦埋立地北西端見通し220メートルの点	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田及び豊之浦	別記2のとおり
宇特區第4号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西宇和郡瀬戸町川之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡瀬戸町川之浜大簀標識 点 ア Aから140度60メートルの点 イ Aから140度160メートルの点 ウ Aから90度260メートルの点 エ Aから67度210メートルの点	西宇和郡瀬戸町	別記1及び2のとおり
宇特區第5号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌6月30日まで	西宇和郡三崎町佐田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三崎町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡三崎町佐田防波堤突端西端 点 ア Aから348度330メートルの点 イ Bから303度210メートルの点 ウ Bから284度100メートルの点 エ Aから3度230メートルの点	西宇和郡三崎町	別記1及び2のとおり
宇特區第6号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三崎町井野浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三崎町井野浦防波堤突端北端 B 西宇和郡三崎町佐田防波堤突端東端 C 西宇和郡三崎町井野浦松ヶ鼻 点 ア Aから60度150メートルの点 イ Bから180度120メートルの点 ウ Bから150度220メートルの点 エ CからA見通し50メートルの点	西宇和郡三崎町	別記2のとおり
宇特區第7号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三崎町高浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三崎町高浦防波堤突端西端 B 西宇和郡三崎町佐田貝崎鼻 点 ア Bから335度180メートルの点 イ Aから245度290メートルの点 ウ Aから220度300メートルの点 エ Bから350度60メートルの点	西宇和郡三崎町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第8号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市向灘アラジロ地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市田ノ浦鼻の標識 B 八幡浜市ハンガクボの標識 C 八幡浜市矢野崎鼻から護岸沿い東へ340メートルの標識 点 ア Aから172度345メートルの点 イ Bから210度350メートルの点 ウ Cから170度375メートルの点 エ Cから183度290メートルの点 オ Cから195度75メートルの点 カ Bから210度80メートルの点 キ Aから172度80メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第9号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市白浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市白浦山鼻 B 八幡浜市鯛引鼻 点 ア Aから331度200メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第10号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市小根ヶ浦地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大根ヶ浦東鼻 B 八幡浜市鯛引鼻	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第11号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大根ヶ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小倉鼻 B 八幡浜市大根ヶ浦鼻 点 ア Aから346度60メートルの点 イ Aから346度151メートルの点 ウ Bから346度121メートルの点 エ Bから346度30メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第12号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大洲江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市鯛引網干場東基部から護岸沿い東へ20メートルの標識 点 ア Aから169度210メートルの点 イ Bから170度260メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第13号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市合田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市十万田川川口端東角 B Aから護岸沿い東へ134メートルの標識 点 ア Aから321度30メートルの点 イ Aから321度170メートルの点 ウ Bから337度180メートルの点 エ Bから337度40メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第14号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市合田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田防波堤西側基部 B Aから護岸沿い西へ180メートルの標識 点 ア Aから338度40メートルの点 イ Aから338度80メートルの点 ウ Bから328度100メートルの点 エ Bから328度50メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第15号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市合田セノタキ大岩から護岸沿い西へ410メートルの標識 B 八幡浜市川上町白石火の見櫓跡西護岸から海岸線沿い南へ18.5メートルの標識 点 ア Aから249度90メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから249度180メートルの点 ウ Bから230度164メートルの点 エ Bから230度64メートルの点		
宇特區第16号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町白石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町白石公民館南角から護岸沿い南へ15メートルの標識 点 B Aから護岸沿い南へ158メートルの標識 ア Aから263度80メートルの点 イ Aから263度190メートルの点 ウ Bから257度155メートルの点 エ Bから257度45メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第17号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊田ノ浦川川口端西角 点 B Aから護岸沿い西へ130メートルの標識 ア Aから47度70メートルの点 イ Aから47度165メートルの点 ウ Aから17度195メートルの点 エ Bから31度120メートルの点 オ Bから31度60メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第18号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊住吉神社鳥居中央 点 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 ア Aから147度30メートルの点 イ Aから147度105メートルの点 ウ Bから99度150メートルの点 エ Bから71度108メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第19号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町上泊遍路鼻突端から護岸沿い南へ113メートルの標識 点 B 八幡浜市川上町上泊防波堤突端中央 ア Aから153度30メートルの点 イ Aから153度70メートルの点 ウ Bから65度55メートルの点 エ Bから65度100メートルの点 オ Aから67度130メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第20号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町ナキリ鼻の標識 点 B 八幡浜市川上町上泊遍路鼻 ア Aから2度80メートルの点 イ Aから2度160メートルの点 ウ Bから2度160メートルの点 エ Bから2度80メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第21号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代竜崎 点 B 八幡浜市真網代竜崎より東へ410メートルの標識 ア Aから169度153メートルの点 イ Bから174度153メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第22号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代大円寺前の標識 点 B Aから護岸沿い南へ173メートルの標識 ア Aから227度20メートルの点 イ Aから227度100メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから230度110メートルの点 エ Bから230度30メートルの点		
宇特區第23号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代小網代穴井埋立地南端 B 八幡浜市穴井唐崎鼻 点 ア Aから245度250メートルの点 イ Bから221度130メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第24号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代小網代穴井埋立地西端 B 八幡浜市穴井漁港北防波堤西側基部 点 ア Aから165度260メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第25号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市穴井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ90メートルの標識 B 八幡浜市穴井保育所西端より護岸沿い南へ620メートルの標識 点 ア Aから348度200メートルの点 イ Aから348度350メートルの点 ウ Bから349度380メートルの点 エ Bから349度200メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第26号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島加重消防詰所東端から護岸沿い北へ44メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ130メートルの標識 点 ア Aから101度150メートルの点 イ Bから100度120メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第27号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島清浦防波堤東側基部から護岸沿い南へ24メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ120メートルの標識 点 ア Aから72度30メートルの点 イ Aから72度150メートルの点 ウ Bから72度220メートルの点 エ Bから72度40メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第28号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島清浦防波堤東側基部から護岸沿い南へ160メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ120メートルの標識 点 ア Aから72度40メートルの点 イ Aから72度170メートルの点 ウ Bから78度150メートルの点 エ Bから78度50メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第29号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島クボツ船揚場付根東端 B 八幡浜市大島竹の本昇降階段上り口の標識 点 ア Aから八幡浜市岡蕪島北端見通し180メートルの点 イ Bから58度180メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特區第30号	第1種漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島カタノ鼻の標識	八幡浜市	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 八幡浜市大島長畑鼻の標識 点 ア Bから4度40メートルの点 イ Bから4度100メートルの点 ウ Aから359度100メートルの点 エ Aから359度40メートルの点		
宇特区第31号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市白浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市白浦鼻 B 八幡浜市白浦山鼻 点 ア Bから331度200メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特区第32号	第1種画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市ワシガウラ地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市トウガウラ鼻 B 八幡浜市瀬ヶ鼻 C 八幡浜市ワシガウラ鼻 点 ア Aから169度120メートルの点 イ Bから180度120メートルの点 ウ Cから185度120メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特区第33号	第1種画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市川上町上泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市川上町ナキリ鼻の標識 B 八幡浜市真網代甲229 - 5 東側護岸標識 点 ア Aから320度150メートルの点 イ Bから320度150メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特区第34号	第1種画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代深浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代甲229 - 5 西端 B 八幡浜市ネズミ島北端 点 ア Aから335度150メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特区第35号	第1種画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市真網代地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市真網代防波堤西側基部 B Aから護岸沿い西へ170メートルの標識 点 ア Aから160度80メートルの点 イ Bから190度80メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特区第36号	第1種画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市小網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市小網代ごら鼻の標識 B Aから護岸沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから318度30メートルの点 イ Aから318度140メートルの点 ウ Bから312度140メートルの点 エ Bから312度30メートルの点	八幡浜市	別記2のとおり
宇特区第37号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町伊崎地先	Aア、アイ、イウ、及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町周木南海岸護岸北端 B 西宇和郡三瓶町周木南海岸護岸南端 C 西宇和郡三瓶町須崎中鼻 点 ア Aから294度60メートルの点 イ Bから310度100メートルの点 ウ Cから310度80メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第38号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町須崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町長早4 - 136 - 1 東端 B 西宇和郡三瓶町須崎観音遊歩道東端 点 ア Aから西宇和郡三瓶町皆江水樽鼻見通し50メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから西宇和郡三瓶町皆江水樽鼻見通し300メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町枯井崎西端標識見通し310メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町枯井崎西端標識見通し60メートルの点		
宇特区第39号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町長早第一防波堤付根から突端沿い170メートルの標識 B 西宇和郡三瓶町長早4-136-1東端 点 ア Aから西宇和郡三瓶町皆江水樽鼻見通し30メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町皆江水樽鼻見通し250メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町皆江鯨岩見通し300メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町皆江鯨岩見通し50メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第40号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町長早地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町長早3-21-3東端から海岸沿い東へ80メートルの標識 B 西宇和郡三瓶町長早3-722-8暗渠口 点 ア Aから西宇和郡三瓶町二本松標識見通し50メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町二本松標識見通し270メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町福島西端見通し250メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町福島西端見通し50メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第41号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町赤崎ふくろよせ岩から南西へ150メートルの標識 B 西宇和郡三瓶町赤崎ふくろよせ岩から北東へ200メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡三瓶町福島北端見通し50メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町福島北端見通し250メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町長早3-21-3東端見通し250メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町長早3-21-3東端見通し50メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第42号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町赤崎地先	B A、Aア、アイ及びイCの4直線とB C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町赤崎鼻 B 西宇和郡三瓶町福島北端から海岸沿い東へ45メートルの標識 C 西宇和郡三瓶町福島南端 点 ア Aから170度320メートルの点 イ Cから西宇和郡三瓶町皆江水樽鼻見通し150メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第43号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町赤崎地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びイオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町有太刀防波堤西側突端 B 西宇和郡三瓶町有太刀中鼻突端 C 西宇和郡三瓶町赤崎鼻から海岸沿い東へ80メー	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					トルの標識 点 ア Aから西宇和郡三瓶町葦貫浦1402 - 3 東端見通し20メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町葦貫浦1402 - 3 東端見通し250メートルの点 ウ Bから168度300メートルの点 エ Cから170度300メートルの点 オ Cから170度20メートルの点		
宇特區第44号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町辰ヶ崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町葦貫浦1543 - 1 西端角 B 西宇和郡三瓶町辰ヶ崎突端より海岸沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡三瓶町有太刀中鼻突端見通し60メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町有太刀中鼻突端見通し260メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町福島西端見通し380メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町福島西端見通し140メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特區第45号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町皆江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町小浦防波堤突端 B Aから護岸沿い南へ130メートルの標識 点 ア Aから西宇和郡三瓶町旧三瓶南中学校西端見通し80メートルの点 イ Bから88度115メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特區第46号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町皆江地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町小浦防波堤付根 B 西宇和郡三瓶町皆江307番地8 護岸西端 点 ア Aから西宇和郡三瓶町赤崎見通し150メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町赤崎見通し250メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町長早第一防波堤突端見通し300メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町長早第一防波堤突端見通し200メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特區第47号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町枯井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町皆江128 - 5 西端 B 西宇和郡三瓶町皆江85 - 1 前標識 C 西宇和郡三瓶町皆江94 - 2 前護岸東端 点 ア Aから西宇和郡三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し40メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し290メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し390メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町長早3 - 21 - 3 東端見通し20メートルの点 オ Cから西宇和郡三瓶町長早3 - 722 - 7 東端見通し20メートルの点 カ Cから西宇和郡三瓶町長早3 - 722 - 7 東端見通し130メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特區第48号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町枯井崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町枯井神社前標識	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 西宇和郡三瓶町枯井崎西端標識 点 ア Aから西宇和郡三瓶町長早3-28-1東端見通し180メートルの点 イ Aから西宇和郡三瓶町長早3-28-1東端見通し410メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町須崎山下山頂見通し370メートルの点 エ Bから西宇和郡三瓶町須崎山下山頂見通し130メートルの点		
宇特区第49号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町下泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町下泊神子の浦防波堤突端 B 西宇和郡三瓶町下泊神子の浦南鼻の標識 点 ア Aから西宇和郡三瓶町下泊本浦防波堤突端見通し80メートルの点 イ Bから西宇和郡三瓶町下泊泊崎東端見通し100メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第50号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町下泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町下泊泊崎七えびすから南へ10メートルの標識 B 西宇和郡三瓶町下泊本浦防波堤突端 点 ア Aから90度180メートルの点 イ Bから西宇和郡三瓶町下泊神子の浦防波堤突端見通し170メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第51号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町下泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町下泊泊崎 B 西宇和郡三瓶町下泊泊崎七えびす 点 ア Aから西宇和郡三瓶町下泊神子の浦南鼻見通し50メートルの点 イ Bから90度50メートルの点 ウ Bから90度180メートルの点 エ Aから西宇和郡三瓶町下泊神子の浦南鼻見通し180メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第52号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町高島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町下泊泊崎 B 西宇和郡三瓶町下泊室の標識 点 ア Aから西宇和郡三瓶町高島東端見通し160メートルの点 イ Bから西宇和郡三瓶町高島防波堤突端見通し200メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第53号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町高島地先	アイ、イウ、ウC及びCアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町高島防波堤付根 B 西宇和郡三瓶町高島第1消波堤東端 C 西宇和郡三瓶町高島防波堤突端 点 ア Aから同防波堤沿い南へ150メートルの点 イ Bから西宇和郡三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し50メートルの点 ウ Bから西宇和郡三瓶町神子の浦ドウノウシロ鼻見通し330メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり
宇特区第54号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	西宇和郡三瓶町ミツクリ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡三瓶町高島第2消波堤東端 点 ア Aから51度300メートルの点 イ Aから88度470メートルの点 ウ Aから153度350メートルの点 エ Aから202度160メートルの点	西宇和郡三瓶町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第55号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦2367番地3(泉左右所有)製造場南角から護岸沿い南へ20メートルの標識 B 北宇和郡吉田町大字白浦2363(大簍の鼻) 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字深浦2-534-1(深浦防波堤)南側付根見通し50メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大字深浦2-534-1(深浦防波堤)西側付根見通し118メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字法花津児島見通し100メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町大字法花津児島見通し50メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特区第56号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字奥浦乙779(ちょうしが浮東側石段)の標識 B 北宇和郡吉田町大字奥浦字大良 大良防波堤南側付根 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し275メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し145メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特区第57号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字奥浦乙688-2 製造場前の標識 B 北宇和郡吉田町大字奥浦乙646-2 南角の標識 点 ア Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し220メートルの点 イ Aから宇和島市九島鳥家ヶ森山頂中央見通し340メートルの点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し330メートルの点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し210メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特区第58号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字奥浦乙517バラベツ西角より護岸沿い西へ20メートルの標識 B 北宇和郡吉田町大字奥浦乙517バラベツ東角より護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島ヨセガシタ見通し400メートルの点 イ Aから宇和島市九島ヨセガシタ見通し530メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し340メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特区第59号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字奥浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字奥浦乙480バラベツ東側の標識 B 北宇和郡吉田町大字奥浦乙517バラベツ東角より護岸沿い東へ120メートルの標識 点 ア Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し330メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					イ Aから宇和島市九島坪浦鼻見通し480メートルの点 ウ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し470メートルの点 エ Bから宇和島市九島藤ヶ尻見通し320メートルの点		
宇特区 第60号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字奥浦地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字奥浦乙407 - 3 石垣深浦西 入口 B 北宇和郡吉田町大字奥浦乙379 - 1 楠が浦埋立 地南東端(わらびながし) 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字奥浦甲211 - 4 地先 (中浦船揚場)見通し70メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大字奥浦甲211 - 4 地先 (中浦船揚場)見通し235メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字奥浦甲2806ブロック 建本家中央見通し250メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町大字奥浦甲2806ブロック 建本家中央見通し70メートルの点	北宇和郡 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第61号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字奥浦地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字奥浦甲3466 - 1 (網干場) の標識 B 北宇和郡吉田町大字奥浦甲4352 (船間防波堤) 南側付根 点 ア Aから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートル の点 イ Aから宇和島市引出鼻灯台見通し750メートル の点 ウ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し740メートル の点 エ Bから宇和島市引出鼻灯台見通し340メートル の点	北宇和郡 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第62号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字南君地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君75 - 1 地先スベリ西角 の標識 B 北宇和郡吉田町大字南君188 - 4 (旧選果場) 前パラベットの標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094中 央見通し220メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094中 央見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し320メー トルの点 エ Bから宇和島市三浦権現山山頂見通し150メー トルの点	北宇和郡 吉田町	別記2の とおり
宇特区 第63号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字南君地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字馬の簪1329 - 4 (ツ ポイ)の標識 B 北宇和郡吉田町大字南君字馬の簪1349 - 2のパ ラベット南側突端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島(西端)見通し43 0メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島(西端)見通し63 0メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島(西端)見通し45 0メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島(西端)見通し25 0メートルの点	北宇和郡 吉田町	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特區第64号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字馬の簀1358のバラベットの東角の標識 B 北宇和郡吉田町大字南君字馬の簀1367地先(旧採石場)の標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島(西端)見通し240メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島(西端)見通し440メートルの点 ウ Bから宇和島市九島押前崎見通し390メートルの点 エ Bから宇和島市九島押前崎見通し190メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特區第65号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字南君地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字馬の簀1399-1(稔肌)の標識 B 北宇和郡吉田町大字南君字馬の簀1453-1(焼却場バラベットの護岸沿い西へ20メートル)の標識 点 ア Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し190メートルの点 イ Aから宇和島市九島藤ヶ尻見通し390メートルの点 ウ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島宇土ノ崎見通し150メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特區第66号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字南君地先	Cア、アイ、イウ、及びウDの4直線とDC間の最大低潮時海岸線から60メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字馬の簀1454(竜王鼻) B 北宇和郡吉田町大字南君字牛川2903-3(渡川橋)西端角 C 北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112-58(中井造船所)西角の標識 D 北宇和郡吉田町大字南君字牛川3109-2地先(金蔵岩から西へ35メートル)の標識 点 ア AからC見通し線とBから宇和島市只波鼻(西側)見通し線との交点 イ Bから宇和島市只波鼻(西側)見通し760メートルの点 ウ Dから宇和島市赤松久保ヶ尻(むしくい鼻)見通し250メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特區第67号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字浅川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字牛川3110-3東端(牛川と浅川の境界)の最大高潮時海岸線における境界 B 北宇和郡吉田町大字浅川101浅川防波堤中央(旧浅川防波堤突端部分) 点 ア Aから宇和島市赤松久保ヶ尻(むしくい鼻)より東へ75メートルの点見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市赤松久保ヶ尻(むしくい鼻)より東へ75メートルの点見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市と北宇和郡吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し230メートルの点 エ Bから宇和島市と北宇和郡吉田町との最大高潮時海岸線における境界見通し80メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第68号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡吉田町大字知永地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町知永4-1259地先(吉田町と宇和島市の最大高潮時海岸線における境界から東へ50メートル)の標識 B 北宇和郡吉田町知永丁1960地先(吉田町と宇和島市の最大高潮時海岸線における境界から東へ120メートル)の標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字南君字牛川3110-3東端(牛川と浅川の境界)の最大高潮時海岸線における境界見通し100メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大字南君字牛川3110-3東端(牛川と浅川の境界)の最大高潮時海岸線における境界見通し320メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字浅川836-4車庫見通し320メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町大字浅川836-4車庫見通し100メートルの点	北宇和郡吉田町	別記2のとおり
宇特区第69号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アカ、カキ、キシ、及びシア、の4直線によって囲まれた区域。ただしイウ、ウコ、コサ及びサイの4直線によって囲まれた区域並びにエオ、オク、クケ及びケエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市下波4790番地島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属板 点 ア Aから87度59分52秒476メートルの点 イ Aから58度19分53秒304メートルの点 ウ Aから39度15分18秒277メートルの点 エ Aから348度51分25秒387メートルの点 オ Aから340度00分10秒463メートルの点 カ Aから325度44分44秒726メートルの点 キ Aから341度28分15秒853メートルの点 ク Aから358度09分32秒644メートルの点 ケ Aから6度05分14秒592メートルの点 コ Aから36度29分00秒527メートルの点 サ Aから47度06分40秒541メートルの点 シ Aから69度50分21秒654メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第70号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属板 点 ア Aから100度57分47秒331メートルの点 イ Aから320度13分01秒908メートルの点 ウ Aから6度07分40秒1408メートルの点 エ Aから47度34分49秒114メートルの点 オ Aから69度27分26秒426メートルの点 カ Aから76度53分15秒464メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第71号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波神崎漁港防波堤に設置された金属板 点 ア Aから143度36分11秒530メートルの点 イ Aから158度05分21秒443メートルの点 ウ Aから103度53分18秒159メートルの点 エ Aから100度01分26秒308メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第72号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波仏菩薩岩場に設置された金属板 点 ア Aから343度28分27秒444メートルの点 イ Aから344度36分35秒294メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Aから4度08分31秒481メートルの点 エ Aから13度47分43秒348メートルの点		
宇特区第73号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波蜂の巣鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産試験場前の護岸の東端角に設置された金属板 点 ア Aから314度00分44秒1,169メートルの点 イ Aから309度43分45秒2,835メートルの点 ウ Aから331度43分31秒2,089メートルの点 エ Aから344度11分04秒1,537メートルの点	宇和島市下波	別記2のとおり
宇特区第74号	第1種画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子梅崎鼻 B 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから31度30分560メートルの点 イ Bから262度440メートルの点 ウ Bから252度410メートルの点 エ Aから42度510メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第75号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子梅崎鼻 点 ア Aから83度30分150メートルの点 イ Bから22度415メートルの点 ウ Bから43度330メートルの点 エ Aから118度240メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第76号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子梅崎鼻 B 宇和島市遊子小谷鼻 点 ア Aから34度140メートルの点 イ Bから214度30分190メートルの点 ウ Bから186度30分310メートルの点 エ Aから104度160メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第77号	第1種画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子矢の浦鼻 B 宇和島市遊子小矢の浦鼻 点 ア Aから59度180メートルの点 イ Bから138度380メートルの点 ウ Bから141度510メートルの点 エ Aから96度225メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第78号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子小矢の浦鼻 点 ア Aから58度180メートルの点 イ Aから61度680メートルの点 ウ Aから97度820メートルの点 エ Aから132度500メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第79号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから63度70メートルの点 イ Aから63度770メートルの点 ウ Aから95度900メートルの点 エ Aから145度490メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第80号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子雨宿島東端 点 ア Aから63度865メートルの点 イ Aから63度1,015メートルの点 ウ Aから88度1,100メートルの点 エ Aから92度980メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第81号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻 B 宇和島市遊子番匠鼻 点 ア Aから120度135メートルの点 イ Aから101度340メートルの点 ウ Bから80度415メートルの点 エ Bから76度300メートルの点 オ Bから86度295メートルの点 カ Bから84度190メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第82号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻 B 宇和島市遊子番匠鼻 点 ア Aから99度380メートルの点 イ Aから97度530メートルの点 ウ Bから82度615メートルの点 エ Bから80度460メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第83号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻 B 宇和島市遊子番匠鼻 点 ア Aから91度630メートルの点 イ Aから91度840メートルの点 ウ Bから82度920メートルの点 エ Bから80度715メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第84号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子魚泊鼻 B 宇和島市遊子番匠鼻 点 ア Aから91度880メートルの点 イ Aから91度1,080メートルの点 ウ Bから83度1,165メートルの点 エ Bから80度965メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第85号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子魚泊鼻 点 ア Aから79度240メートルの点 イ Aから84度335メートルの点 ウ Bから11度210メートルの点 エ Bから343度230メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第86号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦鼻 B 宇和島市遊子魚泊鼻 点 ア Aから151度30分220メートルの点 イ Aから132度305メートルの点 ウ Aから123度280メートルの点 エ Aから113度420メートルの点 オ Bから81度30分490メートルの点 カ Bから66度225メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第87号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦鼻 B 宇和島市遊子魚泊鼻 点 ア Aから122度570メートルの点 イ Aから115度750メートルの点 ウ Aから122度30分790メートルの点 エ Aから120度850メートルの点 オ Aから126度30分900メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					カ Aから123度1,020メートルの点 キ Bから87度1,000メートルの点 ク Bから84度603メートルの点		
宇特区第88号	第1種画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6129番地(二並島)東端 B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから62度100メートルの点 イ Aから220度570メートルの点 ウ Bから202度660メートルの点 エ Aから119度250メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第89号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 B 宇和島市遊子高島小網代鼻 点 ア Aから93度170メートルの点 イ Bから161度150メートルの点 ウ Bから186度430メートルの点 エ Aから150度350メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第90号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島小網代鼻 B 宇和島市遊子高島家の前鼻 点 ア Aから181度100メートルの点 イ Bから248度120メートルの点 ウ Bから190度360メートルの点 エ Aから174度415メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第91号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家の前鼻 B 宇和島市遊子高島家烏南鼻 点 ア Aから225度100メートルの点 イ Bから200度210メートルの点 ウ Bから183度490メートルの点 エ Aから183度370メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第92号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家烏南鼻 点 ア Aから187度140メートルの点 イ Aから91度125メートルの点 ウ Aから123度400メートルの点 エ Aから152度410メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第93号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島家烏南鼻 B 宇和島市遊子高島東端 点 ア Aから69度30分195メートルの点 イ Bから172度200メートルの点 ウ Bから150度480メートルの点 エ Aから110度420メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第94号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子津野浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子荒網代鼻 点 ア Aから51度850メートルの点 イ Bから268度135メートルの点 ウ Bから212度95メートルの点 エ Aから59度870メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第95号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子津野浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子荒網代鼻 点 ア Aから55度600メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから238度360メートルの点 ウ Bから215度350メートルの点 エ Aから67度645メートルの点		
宇特区第96号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子津野浦防波堤北側突端 B 宇和島市遊子荒網代鼻 点 ア Aから91度180メートルの点 イ Bから232度590メートルの点 ウ Bから215度590メートルの点 エ Aから113度330メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第97号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子こしき鼻 B 宇和島市遊子中の浦鼻 点 ア Aから82度30分180メートルの点 イ Bから357度105メートルの点 ウ Bから294度65メートルの点 エ Aから118度140メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第98号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Bア、アウ、ウイ及びイCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子押前鼻消波堤西側突端 B 宇和島市遊子美地島地島の標識 C 宇和島市遊子美地島消波堤南側突端 D 宇和島市遊子津野浦平簷鼻突端 点 ア AからB見通し線50メートルの点 イ Cから宇和島市遊子越ヶ鼻見通し線とDから47度の線との交点 ウ Dから327度110メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第99号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ及びウアの3直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子美地島消波堤南側突端 B 宇和島市遊子越ヶ鼻 点 ア Aから106度220メートルの点 イ Bから12度580メートルの点 ウ Bから330度330メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第100号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子荒網代鼻 B 宇和島市遊子水荷浦鼻 点 ア Aから335度30分1240メートルの点 イ Bから347度30分1200メートルの点 ウ Bから344度1070メートルの点 エ Aから331度1130メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第101号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子荒網代鼻 B 宇和島市遊子水荷浦鼻 点 ア Aから343度1530メートルの点 イ Bから353度1510メートルの点 ウ Bから351度1380メートルの点 エ Aから340度1410メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第102号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子水荷浦鼻 点 ア Aから357度30分1180メートルの点 イ Aから11度30分1510メートルの点 ウ Aから11度30分1010メートルの点 エ Aから356度1040メートルの点	宇和島市遊子	別記2のとおり
宇特区第103号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免番	許号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
						基点 A 宇和島市蒋淵2841番地先大藤瀬西端 B 宇和島市蒋淵2933番地先の標識 C 宇和島市蒋淵2935番地先藤ヶ尻鼻 点 ア Aから宇和島市蒋淵3197番地先イワシ濬見通し730メートルの点 イ Aからアを結んだ直線とBから245度の線との交点 ウ Bから245度50メートルの点 エ Cから宇和島市蒋淵3179番地ゼンダナ濬見通し60メートルの点 オ Cから宇和島市蒋淵3179番地ゼンダナ濬見通し280メートルの点		
宇特区第104号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蒋淵2841番地先大藤瀬西端 B 宇和島市蒋淵2881番地先の瀬 C 宇和島市蒋淵2933番地藤ヶ尻鼻 点 ア Aから宇和島市蒋淵3197番地イワシ濬見通し50メートルの点 イ Bから238度100メートルの点 ウ Cから245度270メートルの点 エ Cから245度400メートルの点	宇和島市蒋淵	別記2のとおり	
宇特区第105号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蒋淵2248番地先大島美砂子大瀬西角 B 宇和島市蒋淵2353番地先大島美砂子瀬南端 点 ア Aから北宇和郡津島町福浦見通し80メートルの点 イ Bから180度見通し100メートルの点	宇和島市蒋淵	別記2のとおり	
宇特区第106号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蒋淵2353番地大島ゴンジロ鼻 B 宇和島市蒋淵大島防波堤南側護岸突端から防波堤沿い北東へ121メートルの標識 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Bから160度130メートルの点 ウ Bから160度15メートルの点	宇和島市蒋淵	別記2のとおり	
宇特区第107号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蒋淵2227番地うつぎ中ノ鼻 B 宇和島市蒋淵2232番地前護岸の南端 点 ア Aから宇和島市下波仏濬見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市下波仏濬見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市下波八町濬見通し220メートルの点 エ Bから宇和島市下波八町濬見通し70メートルの点	宇和島市蒋淵	別記2のとおり	
宇特区第108号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蒋淵裸島中瀬西端 B 宇和島市蒋淵中鶴留止島西端 点 ア Aから宇和島市蒋淵189番地石原鼻見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市蒋淵189番地石原鼻見通し240メートルの点 ウ Bから宇和島市蒋淵189番地石原鼻見通し440メートルの点 エ Bから宇和島市蒋淵189番地石原鼻見通し230メートルの点	宇和島市蒋淵	別記2のとおり	

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第109号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第48号、宇区49号及び宇区50号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 宇和島市蔭淵2044番地弁財天鼻先端 B 宇和島市蔭淵1407番地前護岸先端 点 ア Aから宇和島市蔭淵1001-1男崎鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し150メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第110号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第53号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 宇和島市蔭淵1068番地北角の標識 B 宇和島市蔭淵1002番地前舟木(ドック場)北角 点 ア Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵2011番地神明神社鳥居見通し100メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第111号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第54号、宇区第55号及び宇区第59号漁業権漁場区域並びにエイ、イウ及びウエの3直線とB C間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蔭淵981番地蔭淵小学校前護岸西角先端 B 宇和島市蔭淵515-4番地(高助ドック)南角護岸の標識 C 宇和島市蔭淵913番地東角護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西角見通し50メートルの点 イ Bアを結んだ直線とCから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の東角見通し線との交点 ウ Bアを結んだ直線とBから見通し30メートルの点 エ Cからイ点を見通し30メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第112号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2227番地うづぎ北角 B 宇和島市蔭淵2248番地先大島美砂子簀小簀西端 点 ア Aから172度480メートルの点 イ Aから172度630メートルの点 ウ Bから172度380メートルの点 エ Bから172度230メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第113号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルとによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻先端 B 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 点 ア Aから宇和島市下波竜王鼻見通し200メートルの点 イ Bから125度150メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特区第114号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ、イC及びD Eの4直線とA D及びE C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵295番地刈又護岸北東端 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻 C Bから海岸線沿い東へ550メートルの標識 D 宇和島市蔭淵275番地干簀 E 宇和島市蔭淵215番地小池東鼻の簀 点 ア Bから宇和島市蔭淵2091番地先落の鼻灯台見通	宇和島市蔭淵	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					し150メートルの点 イ Cから宇和島市蔭淵裸島中巻見通し250メートルの点		
宇特区 第115号	第1種 区画漁 業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔭淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵215番地小池東鼻の巻 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻 点 ア Aから宇和島市蔭淵1827番地宿の浦庵寺見通し 320メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵1827番地宿の浦庵寺見通し 460メートルの点 ウ Bから220度390メートルの点 エ Bから220度250メートルの点	宇和島市 蔭淵	別記2の とおり
宇特区 第116号	第1種 区画漁 業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔭淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3755番地からと鼻から海岸線沿い 西南へ170メートルの標識 B Aから海岸線沿い西南へ490メートルの標識 点 ア Aから315度へ190メートルの点 イ Bから315度へ210メートルの点 ウ Bから315度へ60メートルの点 エ Aから315度へ40メートルの点	宇和島市 蔭淵	別記2の とおり
宇特区 第117号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔭淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵契島3803番地東端 B Aから西へ120メートルの標識 C Bから海岸線沿い西へ80メートルの標識 点 ア Bから150度160メートルの点 イ Bから150度200メートルの点 ウ Cから150度200メートルの点 エ Cから150度160メートルの点	宇和島市 蔭淵	別記2の とおり
宇特区 第118号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔭淵 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵3803番地契島東端 B 宇和島市蔭淵3787番地契島中鼻の巻標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵大島えびす鼻見通し210メ ートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵大島えびす鼻見通し110メ ートルの点 ウ Bから宇和島市蔭淵大島防波堤護岸北角見通し 60メートルの点 エ Bから宇和島市蔭淵大島防波堤護岸北角見通し 140メートルの点	宇和島市 蔭淵	別記2の とおり
宇特区 第119号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔭淵 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵沖鶴留止島東端 点 ア Aから13度288メートルの点 イ Aから13度620メートルの点 ウ Aから356度650メートルの点 エ Aから346度470メートルの点 オ Aから2度430メートルの点 カ Aから359度308メートルの点	宇和島市 蔭淵	別記2の とおり
宇特区 第120号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蔭淵 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1002番地前舟木ドック場北角の標 識 B 宇和島市蔭淵1001-1番地男崎突端 C 宇和島市蔭淵988番地突端 D 宇和島市蔭淵981番地蔭淵小学校前西角突端 点 ア Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社鳥居見通 し140メートルの点	宇和島市 蔭淵	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し140メートルの点 エ Dから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸東角見通し140メートルの点 オ Dから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸東角見通し90メートルの点 カ Cから宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻見通し90メートルの点 キ Bから宇和島市蔭淵189番地石原鼻見通し100メートルの点 ク Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社鳥居見通し90メートルの点		
宇特區第121号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の東南端から海岸線沿い東へ130メートルの標識 B 宇和島市蔭淵378番地崩の浦鼻先端 C 基点Aから海岸線沿い東へ80メートルの標識 D 基点Aから海岸線沿い東へ160メートルの標識 点 ア Bから167度200メートルの点 イ Bから167度300メートルの点 ウ Aから170度230メートルの点 エ Aから170度130メートルの点 オ Cから170度170メートルの点 カ Dから170度200メートルの点 キ Dから170度300メートルの点 ク Cから170度270メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2のとおり
宇特區第122号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島ざおん鼻 B 宇和島市嘉島丸笹丘の標識 点 ア Aから宇和島市戸島中の島西端見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵赤崎見通し80メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特區第123号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市嘉島中の島八の間西端 B 宇和島市嘉島中の島鉄塔 点 ア Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し90メートルの点 イ Aから宇和島市嘉島丸ばい見通し170メートルの点 ウ Bから東宇和郡明浜町大字田之浜大崎鼻見通し120メートルの点 エ Bから東宇和郡明浜町大字田之浜大崎鼻見通し50メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特區第124号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市嘉島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線並びにケコ、コシ、シサ及びサケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市嘉島中の島東南端標識 B 宇和島市嘉島中笹標識 点 ア Aから105度100メートルの点 イ Aから200度880メートルの点 ウ Bから200度750メートルの点 エ Bから200度40メートルの点 オ Aからイ見通し330メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					カ Bからウ見通し200メートルの点 キ Bからウ見通し300メートルの点 ク アからイ見通し430メートルの点 ケ アからイ見通し580メートルの点 コ Bからウ見通し450メートルの点 サ Bからウ見通し600メートルの点 シ アからイ見通し730メートルの点		
宇特区 第125号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。 ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島郡の標識 B 宇和島市戸島郡北の標識 点 ア Aから300度120メートルの点 イ Aから300度320メートルの点 ウ Bから300度550メートルの点 エ Bから300度350メートルの点 オ アからエ見通し300メートルの点 カ イからウ見通し300メートルの点 キ イからウ見通し400メートルの点 ク アから見通し400メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第126号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島貝崎1号標識 B 宇和島市戸島貝崎2号標識 点 ア Aから宇和島市戸島平根岩見通し80メートルの 点 イ Aから宇和島市戸島平根岩見通し280メートル の点 ウ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し260メ ートルの点 エ Bから宇和島市戸島十郎護岸北端見通し60メ ートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第127号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とによって囲まれた区 域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線、ケコ、コ サ、サシ及びシケの4直線及びスセ、セソ、ソタ及びタスの 4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎標識 B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度300メートルの点 イ Aから145度500メートルの点 ウ Bから145度650メートルの点 エ Bから145度450メートルの点 オ アからエ見通し150メートルの点 カ イからウ見通し150メートルの点 キ イからウ見通し250メートルの点 ク アからエ見通し250メートルの点 ケ アからエ見通し350メートルの点 コ イからウ見通し350メートルの点 サ イからウ見通し550メートルの点 シ アからエ見通し550メートルの点 ス アからエ見通し750メートルの点 セ イからウ見通し750メートルの点 ソ イからウ見通し800メートルの点 タ アからエ見通し800メートルの点	宇和島市 戸島	別記2の とおり
宇特区 第128号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線ケコ、コサ、 サシ及びシケの4直線及びスセ、セソ、ソタ及びタスの4直 線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島赤崎標識	宇和島市 戸島	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市戸島大内浦の標識 点 ア Aから145度650メートルの点 イ Aから145度800メートルの点 ウ Bから145度950メートルの点 エ Bから145度800メートルの点 オ アから工見通し150メートルの点 カ イからウ見通し150メートルの点 キ イからウ見通し300メートルの点 ク アから工見通し300メートルの点 ケ アから工見通し450メートルの点 コ イからウ見通し450メートルの点 サ イからウ見通し600メートルの点 シ アから工見通し600メートルの点 ス アから工見通し750メートルの点 セ イからウ見通し750メートルの点 ソ イからウ見通し850メートルの点 タ アから工見通し850メートルの点		
宇特区第129号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島立簀の標識 点 ア Aから41度200メートルの点 イ Aから41度550メートルの点 ウ Bから41度550メートルの点 エ Bから41度200メートルの点 オ Aから41度350メートルの点 カ Aから41度400メートルの点 キ Bから41度400メートルの点 ク Bから41度350メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第130号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線及びコサ、サシ、シイ及びイコの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横簀の標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦の標識 点 ア Aから27度250メートルの点 イ Aから27度600メートルの点 ウ イから69度の線とエから270度の線との交点 エ Bから27度880メートルの点 オ Bから27度330メートルの点 カ アからオ見通し400メートルの点 キ エからウ見通し300メートルの点 ク エからウ見通し400メートルの点 ケ アからオ見通し300メートルの点 コ Aからイ見通し500メートルの点 サ Bから工見通し580メートルの点 シ Bから工見通し680メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第131号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアB 2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島八ゲノ鼻南端 B 宇和島市戸島赤崎岩 点 ア Bから宇和島市蔭淵黒島東端見通し230メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第132号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山東端の標識 B 宇和島市戸島2218番地(宇和島漁業協同組合事務	宇和島市戸島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					所)北角標識 点 ア Aから宇和島市戸島丸山東端標識145度150メートルの点		
宇特区第133号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島美砂子浜の1号標識 B 宇和島市戸島美砂子浜の2号標識 点 ア Aから41度30メートルの点 イ Aから41度130メートルの点 ウ Bから41度180メートルの点 エ Bから41度80メートルの点	宇和島市戸島	別記2のとおり
宇特区第134号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島落網代の標識 B 宇和島市日振島メガキ浦大岩中央点 点 ア Aから宇和島市日振島島頭見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市日振島681の2南側角標識見通し130メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第135号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭突端 B 宇和島市日振島庄十浦護岸北角の標識 点 ア Aから宇和島市日振島黒滝鼻見通し80メートルの点 イ Bから宇和島市日振島丸瀝鼻見通し80メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第136号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ、イB及びB Aの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島島頭大岩の標識 B 宇和島市日振島一ツ濬中央の標識 点 ア Aから宇和島市日振島才蔵鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ウドの口見通し200メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第137号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	A B及びC Dの2直線とA C及びB D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島一ツ濬中央の標識 B 宇和島市日振島ウドの口 C 宇和島市日振島白石の標識 D 宇和島市日振島須坂之門の標識	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第138号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島小見崎鼻 B 宇和島市日振島小貝崎鼻	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第139号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ及びイCの3直線とA Cの間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから宇和島市日振島丸瀝見通し線より東側15メートル及び西側15メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島竹ヶ島オオタ二大岩 B 宇和島市日振島竹ヶ島サザエ濬 C 宇和島市日振島竹ヶ島出島 点 ア Aから宇和島市日振島丸瀝見通し100メートルの点 イ Cから宇和島市日振島島頭見通し100メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第140号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島丸箸の標識 点 ア Aから89度70メートルの点 イ Aから14度260メートルの点 ウ Aから36度312メートルの点 エ Aから89度190メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第141号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島丸箸の標識 点 ア Aから89度70メートルの点 イ Aから89度190メートルの点 ウ Aから111度15分210メートルの点 エ Aから137度110メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第142号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島明海1942番地南角の標識 B 宇和島市日振島明海新田鼻 点 ア Aから113度20メートルの点 イ Aから113度170メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し170メートルの点 エ Bから宇和島市日振島横島高鼻見通し20メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第143号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bから84度の線の北側航路幅60メートルとAからビヤノ奥見通し線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島明海新田鼻 B 宇和島市日振島松ヶ鼻 C 宇和島市日振島明海丸壺の標識 点 ア Aから宇和島市日振島赤箸鼻見通し150メートルの点 イ Cから宇和島市日振島赤箸鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市日振島赤箸鼻見通し50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第144号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ヶ鼻 点 ア Aから140度24分90メートルの点 イ Aから199度310メートルの点 ウ Aから223度30分304メートルの点 エ Aから270度9分50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第145号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路大浜標識 B 宇和島市日振島喜路小喜路口標識 点 ア Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市日振島早磯の瀬灯標見通し194メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通し194メートルの点 エ Bから宇和島市日振島早磯の瀬護岸敷東角見通し50メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第146号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Bから310度の延長線の北東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島喜路防波堤西角の標識 B 宇和島市日振島早磯護岸敷の北端から海岸沿いに北東へ140メートルの標識	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから38度30分180メートルの点 イ Aから38度30分410メートルの点 ウ Aから65度36分460メートルの点 エ Aから86度270メートルの点		
宇特区第147号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線とケコ、コサ、サシ及びシケの4直線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市日振島3069番地2前護岸の標識 B 宇和島市日振島3309番地(八坂神社)前護岸の標識 点 ア Aから46度290メートルの点 イ Aから46度590メートルの点 ウ Bから46度36分610メートルの点 エ Bから46度36分310メートルの点 オ Aから46度415メートルの点 カ Aから46度465メートルの点 キ Bから46度36分490メートルの点 ク Bから46度36分440メートルの点 ケ イからウ見通し85メートルの点 コ イからウ見通し120メートルの点 サ アからエ見通し120メートルの点 シ アからエ見通し85メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第148号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ケ鼻 点 ア Aから156度150メートルの点 イ Aから144度344メートルの点 ウ Aから161度36分382メートルの点 エ Aから185度18分220メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第149号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島喜路松ケ鼻 点 ア Aから192度260メートルの点 イ Aから167度30分406メートルの点 ウ Aから180度30分492メートルの点 エ Aから202度15分380メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第150号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し270メートルの点 イ Aから81度30分282メートルの点 ウ Aから86度30分398メートルの点 エ Aから宇和島市日振島コオラ鼻見通し390メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第151号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島堺橋南端 点 ア Aから114度98メートルの点 イ Aから105度208メートルの点 ウ Aから61度272メートルの点 エ Aから39度194メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第152号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻 B 宇和島市日振島中ソネ鼻 点 ア Aから宇和島市日振島堺橋南端見通し134メートルの点 イ Bから宇和島市日振島ビヤノ奥見通し154メートルの点 ウ Bから宇和島市日振島ビヤノ奥見通し292メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Aから宇和島市日振島塚橋南端見通し274メートルの点		
宇特区第153号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻 点 ア Aから345度450メートルの点 イ Aから349度45分648メートルの点 ウ Aから12度650メートルの点 エ Aから17度456メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第154号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島コオラ鼻 点 ア Aから326度15分222メートルの点 イ Aから342度30分404メートルの点 ウ Aから18度45分408メートルの点 エ Aから35度228メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第155号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島横島島頂 点 ア Aから123度15分250メートルの点 イ Aから78度30分494メートルの点 ウ Aから91度574メートルの点 エ Aから128度30分390メートルの点	宇和島市日振島	別記2のとおり
宇特区第156号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市赤松只波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市と北宇和郡吉田町との最大高潮時海岸線における境界から海岸沿い西へ100メートルの標識 B 宇和島市赤松只波久保ヶ尻東端から西へ100メートルの標識 C 北宇和郡吉田町浅川浅川漁港防波堤付根より西へ100メートルの標識 点 ア AからC見通し80メートルの点 イ AからC見通し260メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町立目竜王鼻見通し290メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町立目竜王鼻見通し110メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特区第157号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大浦赤松地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、アからエ見通し130メートルの点から230メートルの点まで及びイからウ見通し130メートルの点から240メートルの点までに囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市大浦甲2341番地3東角 B 宇和島市赤松赤松漁港防波堤南突端 点 ア Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し45メートルの点 イ Aから宇和島市蛤願成寺中央見通し140メートルの点 ウ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市蛤ナガサコ突端見通し34メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特区第158号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津・白浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とB D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜220番地の2東角の標識 B 宇和島市白浦黒鼻 C 宇和島市坂下津外海老崎丙1番7東角 D 宇和島市坂下津甲18番地の3地先前棧橋付根 E 宇和島市坂下津甲108番地住宅北角 F 宇和島市坂下津愛媛県魚病指導センター前護岸	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり

免番	許号	漁種	業類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
							標識 G 宇和島市坂下津戒山水底線陸揚室 点 ア Aから宇和島市本九島忠霊塔見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市本九島忠霊塔見通し線とGから宇和島市石応、石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 ウ Eから宇和島市九島東端見通し線とGから宇和島市石応、石応漁港東防波堤突端見通し線との交点 エ Eから宇和島市九島東端見通し線とCからF見通し線との交点 オ Dから宇和島市大浦甲2179番地の19(養殖場)西角見通し線とCからF見通し線との交点		
宇特区第159号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応1729番地前護岸北西角標識 B 宇和島市石応1729番地前護岸北東角標識 C 宇和島市石応23番地の1前護岸西端の標識 D 宇和島市石応557番地の2前護岸西角から護岸沿い東へ19メートルの標識 点 ア Aから宇和島市本九島1885番地(加工場)西角見通し30メートルの点 イ Aから宇和島市本九島1885番地(加工場)西角見通し200メートルの点 ウ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し200メートルの点 エ Dから宇和島市本九島本光寺東端見通し110メートルの点 オ Cから宇和島市本九島1876番地の1(造船所)前護岸標識見通し70メートルの点 カ Cから宇和島市本九島1876番地の1(造船所)前護岸標識見通し30メートルの点 キ Bから60度50メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり		
宇特区第160号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	AD、Dア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応バクダ鼻 B 宇和島市石応1633番地の1前護岸西角 C 宇和島市石応堂崎鼻 D 宇和島市石応鍋島東端 点 ア Bから宇和島市九島小高島中央標識見通し線とCからD見通し線との交点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり		
宇特区第161号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地の2前護岸西端 点 ア Aから289度77メートルの点 イ Aから289度285メートルの点 ウ Aから259度30分330メートルの点 エ Aから225度180メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり		
宇特区第162号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1679番地の2前護岸西端 点 ア Aから188度270メートルの点 イ Aから223度30分290メートルの点 ウ Aから217度390メートルの点 エ Aから191度370メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり		
宇特区第163号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり		

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池琵琶ヶ島ドベラギ鼻 C 宇和島市小池西防波堤元より北へ55メートルの標識 点 ア AからC見通し455メートルの点 イ Bから191度645メートルの点 ウ Bから264度590メートルの点 エ Aから宇和島市遊子高島小網代見通し730メートルの点 オ Bから242度見通し線と直線アエとの交点 カ Bから243度見通し線と直線イウとの交点 キ Bから247度30分見通し線と直線イウとの交点 ク Bから246度見通し線と直線アエとの交点		
宇特区第164号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻から海岸線沿い西へ30メートルの標識 B 宇和島市九島サワジロ標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町小島灯台見通し650メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町小島灯台見通し150メートルの点 ウ Bから300度140メートルの点 エ Bから300度640メートルの点 オ Aから北宇和郡吉田町小島灯台見通し450メートルの点 カ Aから北宇和郡吉田町小島灯台見通し380メートルの点 キ Bから300度370メートルの点 ク Bから300度440メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり
宇特区第165号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻標識 B 宇和島市九島藤ヶ尻崎鼻標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大良鼻見通し600メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大良鼻見通し100メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町小島灯台見通し150メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町小島灯台見通し650メートルの点 オ Aから北宇和郡吉田町大良鼻見通し400メートルの点 カ Aから北宇和郡吉田町大良鼻見通し330メートルの点 キ Bから北宇和郡吉田町小島灯台見通し380メートルの点 ク Bから北宇和郡吉田町小島灯台見通し450メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり
宇特区第166号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島荒網代地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市九島宇土ヶ鼻 B 宇和島市九島坪浦鼻 C 宇和島市坂下津戎ヶ鼻 点 ア Aから宇和島市赤松只波鼻マイル標識見通し80メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ CからB見通し延長線上のBから250メートルの点		
宇特区第167号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	12月1日から翌4月30日	宇和島市蛤和田地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域。ただし、ウカ、カキ、キク及びクウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤704番地の1(字長さこ)地先護岸標識 B 宇和島市蛤661番地の2(養殖場)前護岸の標識 C 宇和島市蛤77番地の2前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市赤松防波堤突端見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市赤松防波堤突端見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市大浦甲2179番地の19(養殖場)前護岸西角見通し180メートルの点 エ Cから宇和島市大浦甲2043番地の3(新津石油タンク)見通し180メートルの点 オ Cから宇和島市大浦甲2043番地の3(新津石油タンク)見通し50メートルの点 カ Bから宇和島市大浦甲2179番地の19(養殖場)前護岸西角見通し60メートルの点 キ Bから6度90メートルの点 ク Bから32度190メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記1及び2のとおり
宇特区第168号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウB及びBアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蛤77番地の2前護岸南角の標識 B 宇和島市蛤4番地前護岸北角標識 点 ア Aから宇和島市戎ヶ鼻見通し60メートルの点 イ Aから宇和島市戎ヶ鼻見通し150メートルの点 ウ Bから宇和島市戎ヶ鼻見通し70メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特区第169号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蛤地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤九島漁港(蛤)中浮防波堤南側付根 B 宇和島市蛤新3番地4東角標識 点 ア Aから宇和島市坂下津甲18番地の3地先前棧橋見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市坂下津甲18番地の3地先前棧橋見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7前護岸東角見通し180メートルの点 エ Bから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7前護岸東角見通し100メートルの点 オ Aから179度215メートルの点 カ Aから187度30分240メートルの点 キ Aから198度180メートルの点 ク Aから187度30分155メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特区第170号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市百之浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市蛤新3番地4西角標識 B 宇和島市九島漁港(百之浦)防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7前護岸東角見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市坂下津外海老崎丙1番7前護岸東角見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し200メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Bから宇和島市白浦黒鼻見通し100メートルの点 オ Aから185度200メートルの点 カ Aから196度30分230メートルの点 キ Aから220度170メートルの点 ク Aから209度130メートルの点		
宇特区第171号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市九島漁港(百之浦)防波堤南側付根 B 宇和島市本九島1861番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市白浜140番地見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市白浜140番地見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市白浜557番地の3地先防波堤(小島防波堤)突端見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市白浜557番地の3地先防波堤(小島防波堤)突端見通し100メートルの点 オ Aから196度235メートルの点 カ Aから204度275メートルの点 キ Aから223度215メートルの点 ク Aから217度165メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特区第172号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とC A間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市本九島1876番地の1(造船所)前護岸標識 B 宇和島市本九島1885番地前護岸標識 C 宇和島市本九島箱崎物揚場西角 点 ア Aから宇和島市石応滝鼻鉄塔見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市石応1153番地の4住宅見通し60メートルの点 ウ Cから宇和島市石応漁港東防波堤西側突端見通し100メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特区第173号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市本九島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島小真坂鼻 B 宇和島市九島亀田突端 点 ア Aから宇和島市小高島念仏簀見通し80メートルの点 イ Aから宇和島市小高島念仏簀見通し230メートルの点 ウ Bから宇和島市小高島東端見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市小高島東端見通し50メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特区第174号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	アイ、イウ、ウB及びBアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小高島北端より海岸線沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小高島竜王島北端 点 ア Aから宇和島市九島小真坂鼻見通し40メートルの点 イ Aから宇和島市九島小真坂鼻見通し150メートルの点 ウ Bから宇和島市九島亀田突端見通し50メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第175号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小高島地先	Aア、アイ、及びイCの3直線とDC間の最大低潮時海岸線より10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、念仏碁周辺、最大低潮時海岸線より10メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市小高島念仏碁南端 B 宇和島市小高島丸山南端 C 宇和島市小高島竜王島南端 D 宇和島市小高島西端 点 ア Bから宇和島市石応鍋島見通し70メートルの点 イ Cから宇和島市石応堂崎見通し100メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり
宇特区第176号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市白浜地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜漁港西防波堤西側付根から防波堤沿いに60メートルの標識 B 宇和島市白浜557番地の3地先前防波堤（小島防波堤）突端 点 ア Aから宇和島市本九島忠霊塔見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市本九島1391番地住宅見通し180メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり
宇特区第177号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応バクダ鼻 B 宇和島市石応1693番地の2（黒岩の埋立地）南角から護岸沿い南へ92メートルの標識 点 ア Aから宇和島市石応鍋島頂見通し110メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町野島頂見通し240メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり
宇特区第178号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口より護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜2673番地前護岸北角 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し50メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し450メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島西の丸山頂見通し50メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり
宇特区第179号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Cア、アイ、イウ、ウB及びBCの5直線によって囲まれた区域。ただし、BC間の防波堤西側20メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市小池ヒラ瀬 B 宇和島市小池西防波堤西側突端 C 宇和島市小池西防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市小池小城浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市小池小城浦鼻見通し200メートルの点 ウ Bから205度50メートルの点	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり
宇特区第180号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池小坪地先	Aア、アC及びABの3直線とBC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池字小坪1531番地の2前護岸北角標識 C 宇和島市小池字白崎1562番地前護岸北角から海	宇和島市（三浦、旧宇和海村を除く）	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					岸沿い南へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小池防波堤突端見通し線とCから281度見通し線との交点		
宇特區第181号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市小池小池小学校西角見通し40メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特區第182号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦1032番地の2前護岸の標識 B 宇和島市平浦1034番地の2南西角の標識 C 宇和島市平浦1047番地前護岸西角の標識 D 宇和島市平浦浮防波堤東側突端 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Cから198度180メートルの点(三浦長嶮鼻大岩見通し) ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特區第183号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蕨地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蕨大谷鼻から海岸線沿い西へ20メートルの標識 B 宇和島市蕨大谷東標識 点 ア Aから宇和島市平浦958番地の1東角見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市平浦916番地の5西端見通し170メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特區第184号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島小高島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、念仏嶮周辺、最大低潮時海岸線より10メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市小高島北端 B 宇和島市小高島西端 C 宇和島市小高島念仏嶮西端 D 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア AからD見通し150メートルの点 イ Aから北宇和郡吉田町大良鼻見通し300メートルの点 ウ Cから296度170メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特區第185号	第1種画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市坂下津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市坂下津丙132番地の2前護岸南西角標識 B 宇和島市坂下津甲254番地の6前護岸東角より護岸沿い西へ60メートルの標識 C 宇和島市坂下津甲64番地(造船所)前護岸北角 点 ア AからC見通し60メートルの点 イ Bから210度30分40メートルの点	宇和島市(三浦、旧宇和海村を除く)	別記2のとおり
宇特區第186号	第1種画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界	宇和島市三浦	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Aから275度350メートルの点 ウ Bから275度350メートルの点 エ Bから275度200メートルの点		
宇特区第187号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との境界から海岸沿い南へ40メートルの標識 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Aから275度350メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第188号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦無月川河口右岸端 B 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第189号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東1761番地西端の標識 B 宇和島市三浦東1747番地北端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦小外鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西3163番地採石場見通し120メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第190号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東1955番地1西北端の標識 B 宇和島市三浦天満神社御旅所浜西北護岸の標識 C 宇和島市三浦えひめ南農協三浦支所天満出張所前北西角護岸標識から護岸沿い北西へ80メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦赤崎鼻見通し130メートルの点 イ Bから宇和島市三浦白岩見通し80メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第191号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	A B、Bア、アイ及びイDの4直線とA D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東新60番地北角の標識 B 宇和島市三浦えひめ南農協三浦支所天満出張所前北西角護岸標識 C 宇和島市三浦白岩 D 宇和島市三浦赤崎鼻 点 ア Cから宇和島市三浦天満神社御旅所浜北端見通し50メートルの点 イ Dから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特区第192号	第1種漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻 B Aから海岸沿い北西へ70メートルの標識	宇和島市三浦	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市三浦船隠川河口見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点		
宇特區第193号	第1種漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦長碇鼻 B 宇和島市三浦尾崎鼻から海岸線沿い東へ100メートルの標識 点 ア Aから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市平浦下手先見通し50メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特區第194号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦梨ノ木鼻 B 宇和島市三浦寺ヶ鼻 点 ア Bから宇和島市三浦安米崎落碇の標識見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特區第195号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦みかん鼻 B 宇和島市三浦新網代真谷の標識 点 ア Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し250メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特區第196号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特區第195号及び宇区第110号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦みかん鼻 B 宇和島市三浦名切崎突端 点 ア Aから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 イ Bから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特區第197号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内・安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 B 宇和島市三浦西440番地東端の標識 点 ア AからB見通し210メートルの点 イ Bから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特區第198号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻東端から海岸線沿い南へ100メートルの標識 B 宇和島市三浦ヨタゴ鼻 点 ア Aから105度460メートルの点 イ Bから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2のとおり
宇特區第199号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	北宇和郡津島町岩松地先	Aア、アイ、イウ、ウC及びDEの5直線とA E及びC D間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町玉ヶ月水門 B 北宇和郡津島町玉ヶ月タンボ鼻 C 北宇和郡津島町岩松干拓地護岸西南角 D 北宇和郡津島町岩松川右岸堤防標識1号 E 北宇和郡津島町巽橋西詰北角	北宇和郡津島町	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					F 北宇和郡津島町岩松港防波堤東側突端 点 ア AからC見通し30メートルの点 イ BからF見通し30メートルの点 ウ BからF見通し180メートルの点		
宇特区第200号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 北宇和郡津島町北灘福浦蜂ノ巣 ア Aから201度820メートルの点 イ Aから223度440メートルの点 ウ Aから242度680メートルの点 エ Aから218度980メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第201号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 北宇和郡津島町北灘福浦蜂ノ巣 ア Aから180度270メートルの点 イ Aから180度190メートルの点 ウ Aから207度210メートルの点 エ Aから200度290メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第202号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 北宇和郡津島町北灘福浦蜂ノ巣 ア Aから166度485メートルの点 イ Aから160度340メートルの点 ウ Aから212度375メートルの点 エ Aから203度510メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第203号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 北宇和郡津島町北灘福浦中水谷の標識 ア Aから270度310メートルの点 イ Aから270度200メートルの点 ウ Aから304度250メートルの点 エ Aから322度180メートルの点 オ Aから342度590メートルの点 カ Aから322度600メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第204号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘福浦地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 点 ア 北宇和郡津島町北灘福浦須ヶ鼻 B 北宇和郡津島町北灘福浦内防波堤北側突端	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第205号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 北宇和郡津島町北灘北福浦漁港北防波堤付根西側 B 北宇和郡津島町北灘北福浦漁港鋼製浮消波堤I堤南東角 C 北宇和郡津島町北灘北福浦漁港FRP製浮消波堤1号堤南東角 D 北宇和郡津島町北灘北福浦漁港FRP製浮消波堤57号堤北東角 点 ア Aから281度525メートルの点 イ Aから245度285メートルの点 ウ Bから113度995メートルの点 エ Bから113度130メートルの点 オ Cから121度30メートルの点 カ Cから115度130メートルの点 キ Dから95度140メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第206号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 点 ア 北宇和郡津島町北灘北福浦漁港南防波堤南西角 ア Aから206度150メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					イ Aから206度520メートルの点 ウ Aから233度600メートルの点 エ Aから315度255メートルの点		
宇特区 第207 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びオカの4直線とエオ及びカア間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘スズレ鼻 点 ア Aから280度80メートルの点 イ Aから243度240メートルの点 ウ Aから145度504メートルの点 エ Aから130度530メートルの点 オ Aから115度220メートルの点 カ Aから140度20メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第208 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 北宇和郡津島町北灘掛網代防波堤南側付根 C 北宇和郡津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘濔の元護岸東端見通し300メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘濔の元護岸東端見通し250メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町北灘ゾレの谷見通し180メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町北灘ゾレの谷見通し250メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘濔の元護岸東端見通し400メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第209 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘乙1150番地の1作業舎西角 B 北宇和郡津島町北灘掛網代船揚場北西角 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘濔の元護岸東端見通し470メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘ゾレの谷見通し320メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘ゾレの谷見通し370メートルの点 エ Aから北宇和郡津島町北灘濔の元護岸東端見通し520メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記2の とおり
宇特区 第210 号	第1種 区画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘木浦松鼻 B 北宇和郡津島町北灘牛之浦鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し60メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘曲烏護岸西端見通し60メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘曲烏護岸西端見通し380メートルの点 エ Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し430メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8作業舎西端見通し160メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町北灘曲烏護岸西端見通し165メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町北灘曲烏護岸西端見通し270メートルの点 ク Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8作業	北宇和郡 津島町北 灘	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					舎西端見通し260メートルの点		
宇特区第211号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘乙412番地宅地西角 B 北宇和郡津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し225メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し535メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し830メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し380メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し320メートルの点 カ Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し425メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し590メートルの点 ク Bから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し495メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第212号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘乙412番地宅地西角 B 北宇和郡津島町北灘乙147番地住宅西角 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し590メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水構見通し660メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し945メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120番97真珠作業舎中央見通し880メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第213号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘国永防波堤南角付根 B 北宇和郡津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し320メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し795メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し580メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し85メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し520メートルの点 カ Aから北宇和郡津島町北灘小日提第11号120の4(北灘漁協南部支所)事務所東角から護岸沿い東へ20メートルの標識見通し620メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し400メ	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>ートルの点 ク Bから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻中央から東へ直線で20メートルの標識見通し300メートルの点</p>		
宇特区第214号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域及び北宇和郡津島町北灘鵜之浜防波堤突端から同町岩松玉ヶ月金比羅鼻から海岸沿い北へ200メートルの標識見通し線から西側航路幅100メートルの区域を除く。</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町北灘国延東側外ヶ浦鼻 B 北宇和郡津島町北灘鵜之浜田ノ谷鼻 C 北宇和郡津島町岩松港鵜刺防波堤灯台付け根から北へ海岸沿い90メートルの標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し90メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し580メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町北灘掛網代天満神社見通し395メートルの点 エ Bからア見通し300メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し300メートルの点 カ Aから北宇和郡津島町北灘大日提トビガス鼻東端見通し400メートルの点 キ ウからエ見通し170メートルの点 ク ウからエ見通し270メートルの点</p>	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第215号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	<p>キア、アイ及びイBの3直線とキB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町北灘黒滝標識 B 北宇和郡津島町北灘柏崎</p> <p>点 ア Aから291度760メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから284度695メートルの点 エ Aから288度730メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点 キ Aから257度582メートルの点</p>	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第216号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町北灘大森ドハイの鼻 B 北宇和郡津島町北灘大瀬鼻</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町下灘須下埼灯台見通し300メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度385メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町前島島頂見通し60メートルの点</p>	北宇和郡津島町北灘	別記2のとおり
宇特区第217号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町田之浜地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第126号及び宇区第127号の漁業権漁場区域を除く。</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町田之浜ハガマの鼻 B 北宇和郡津島町田之浜漁港防波堤西側付根から</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					防波堤沿い西へ100メートルの標識 C 北宇和郡津島町田之浜中瀬の標識 D 北宇和郡津島町曾根ウドの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し570メー トルの点 イ Dから北宇和郡津島町前島島頂見通し1280メー トルの点 ウ Dから北宇和郡津島町前島島頂見通し700メー トルの点 エ Cから北宇和郡津島町裸島西端見通し750メー トルの点 オ BからC工間150メートルの線との交点		
宇特区 第218 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町曾根地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8 直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町曾根大迫の鼻 B 北宇和郡津島町曾根平工門ダケ C 北宇和郡津島町曾根防波堤西側付根から西へ23 0メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島南端見通し100メ ートルの点 イ Aから北宇和郡津島町竹ヶ島南端見通し490メ ートルの点 ウ Aから北宇和郡津島町田風大明崎見通し480メ ートルの点 エ Bから北宇和郡津島町田風防波堤突端見通し40 0メートルの点 オ Cから北宇和郡津島町田風赤岩見通し150メー トルの点 カ Cから北宇和郡津島町田風防波堤突端見通し35 メートル点 キ Bから北宇和郡津島町田風防波堤突端見通し10 0メートルの点 ク Aから北宇和郡津島町田風大明崎見通し100メ ートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第219 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町脇地先	アイ、イウ、ウエ、オカ、カア及びエCの6直線とC B間 の最大低潮時海岸線50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町脇こいの浦の鼻 B 北宇和郡津島町田風中瀬の標識 C 北宇和郡津島町田風広浦の護岸東端 点 ア Aから北宇和郡津島町曾根八幡神社見通し20メ ートルの点 イ Aから北宇和郡津島町曾根八幡神社見通し200 メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町曾根平工門ダケ見通し27 0メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町裸島西端見通し280メー トルの点 オ Bから北宇和郡津島町曾根平工門ダケ見通し10 0メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町曾根平工門ダケ見通し50 メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第220 号	第1種 区画漁 業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町田風地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田風120番地住宅前護岸標識 B 北宇和郡津島町田風コバマの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘黒八エの鼻見通し27 0メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘黒八エの鼻見通し42 5メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘柏崎（沖側）山頂見	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>通し400メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町北灘柏崎(沖側)山頂見 通し240メートルの点</p>		
宇特区第221号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町荒網代地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただしオカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域並びにケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町田風大明崎先端から海岸線沿い南へ160メートルの標識 B Aから海岸線沿い南へ300メートルの標識 C Bから海岸線沿い南へ50メートルの標識 D 北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻南端の標識 E 北宇和郡津島町泥目水域のコンクリート護岸中央部標識 F 北宇和郡津島町泥目水ウバ婆から海岸線沿い西へ80メートルの標識</p> <p>点 ア Aから280度730メートルの点 イ Aから280度1010メートルの点 ウ Fから280度1810メートルの点 エ Fから280度1530メートルの点 オ Bから280度850メートルの点 カ Bから280度1130メートルの点 キ Cから280度1140メートルの点 ク Cから280度860メートルの点 ケ Dから280度800メートルの点 コ Dから280度1080メートルの点 サ Eから280度1910メートルの点 シ Eから280度1630メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第222号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町荒網代地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町田風大明崎から海岸線沿い南へ260メートルの標識 B 北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所北東角から海岸線沿い南へ290メートルの標識 C 北宇和郡津島町泥目水ウバ婆から海岸線沿い西へ80メートルの標識</p> <p>点 ア Aから280度610メートルの点 イ Aから280度730メートルの点 ウ Cから280度1530メートルの点 エ Cから280度1310メートルの点 オ Bから280度1430メートルの点 カ Bから280度1530メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第223号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町泥目水地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A Bから海岸線沿い東へ100メートルの標識 B 北宇和郡津島町泥目水ウバ婆</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水トノ浦灘西端見通し180メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻見通し160メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第224号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町坪井ソネ崎西角標識 B 北宇和郡津島町坪井下溝中央標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町坪井白石の鼻見通し335メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町坪井白石の鼻見通し510メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから北宇和郡津島町平井平井漁港護岸東角見 通し500メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町平井平井漁港護岸東角見 通し320メートルの点		
宇特区 第225号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町坪井地先	Aア、アBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線50メー トルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町坪井二又西護岸中央標識 B 北宇和郡津島町坪井曾根崎東角 点 ア Aから180度見通し線とBから北宇和郡津島町 坪井カリヤゴの丘見通し線との交点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第226号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町坪井黒鼻 B 北宇和郡津島町坪井山崎鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町曲烏引出し鼻見通し730 メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町曲烏エビヶ鼻見通し見通 し150メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第227号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時 海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし 、宇区第143号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町坪井マサカリ鼻 B 北宇和郡津島町坪井下刈谷鼻 C 北宇和郡津島町下刈谷福島鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町針木宮の鼻見通し70メー トルの点 イ Bから北宇和郡津島町大場の鼻見通し100メー トルの点 ウ Cから北宇和郡津島町嵐宮の鼻見通し240メー トルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第228号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町坪井中鼻 B 北宇和郡津島町竜王鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐小島の谷護岸南端見通 し200メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町ハゲ崎南西角見通し(96 度30分)40メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第229号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町鼠鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町弓立小弓立の鼻 B 北宇和郡津島町鼠鳴浮防波堤南側付根 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井竜王鼻東端見通し(1 80度20分)100メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦枯木の鼻見通し20 0メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第230号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町横浦346番地前護岸標識 B 北宇和郡津島町横浦天崎345番地東角 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井公民館南角見通し11 0メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町坪井415番地5倉庫東角 見通し(265度30分)115メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり
宇特区 第231号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域	北宇和郡 津島町下 灘	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 北宇和郡津島町横浦天崎345番地倉庫東角 B 北宇和郡津島町横浦小の浦峰46番南端の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井415番地5所有倉庫東角見通し(265度30分)115メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町坪井317番地住宅南角見通し(263度)80メートルの点		
宇特区第232号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町横浦小の浦峰46番南端の標識 B 北宇和郡津島町横浦9番地の10西角 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井317番地南角見通し80メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町坪井竜王鼻見通し120メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第233号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町横浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町横浦9番地の10南西角 B 北宇和郡津島町嵐小島の谷中央標識 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井竜王鼻見通し120メートルの点 イ Bから北宇和郡坪井中鼻見通し300メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第234号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業協同組作業場西角 B 北宇和郡津島町嵐慶ヶ浦270番地西角前護岸標識 点 ア Aから165度50メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町嵐宮の鼻棧橋見通し50メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第235号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第149号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町嵐宮の鼻棧橋北東角 B 北宇和郡津島町ハゲノ鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐慶ヶ浦131番地西角見通し50メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町嵐676番地(寄宿舍)西角見通し110メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第236号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とA D間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 B 北宇和郡津島町嵐サネモリ岩 C 北宇和郡津島町嵐大場の鼻北端の標識 D 北宇和郡津島町嵐大場の鼻南端の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐小島の島頂見通し160メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町坪井竜王鼻見通し160メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町坪井マサカリ鼻見通し150メートルの点 エ Dから北宇和郡津島町坪井マトガ鼻見通し180メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第237号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町針木大波の浜259番地1地先大	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					波の谷埋立地北端から護岸沿い112メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町曲烏防波堤北側付根見通し220メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町曲烏エビヶ鼻見通し210メートルの点		
宇特区第238号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町針木地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町針木高立黒岩の標識 B 北宇和郡津島町針木宮の鼻 C 北宇和郡津島町針木111番地の1前護岸の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦落網代北端見通し200メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町塩定竜の越見通し160メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第239号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線AB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町浦知宮の鼻北端標識 B 北宇和郡津島町浦知防波堤西側付根 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し80メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第240号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦770番地の2前護岸標識 B 北宇和郡津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦鷓のくそ鼻見通し140メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦鷓のくそ鼻見通し120メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第241号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角 B 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 C 北宇和郡津島町柿の浦706番地北角標識 D 北宇和郡津島町柿の浦743番地の1南角標識 点 ア Aから北宇和郡津島町大場の鼻見通し線とDから同町柿の浦竜王祠見通し線との交点 イ Dから北宇和郡津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町柿の浦759番地前護岸標識見通し線(45度)とAからC見通し線との交点 エ Bから北宇和郡津島町柿の浦759番地前護岸標識見通し70メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町大場の鼻見通し50メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第242号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦中鼻 B 北宇和郡津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦771番地(作業場)南角見通し100メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Bから北宇和郡津島町柿の浦高平前水門見通し130メートルの点		
宇特区第243号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町曲島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びピアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町大浦ウス簀から海岸線沿い東へ60メートルの標識 B 北宇和郡津島町大浦浜の中央標識 C 北宇和郡津島町大浦ウス簀の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井畑尻護岸東角見通し30メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町坪井畑尻護岸東角見通し250メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町坪井下溝の鼻見通し500メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町坪井二又福島見通し630メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町坪井二又福島見通し30メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第244号	第1種区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びピアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町平井長瀬護岸排水溝中央 B Aから西へ護岸沿い182メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し65メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し190メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し198メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し75メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第245号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びピアの7直線によって囲まれた区域。ただし宇特区第246号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町平井長瀬の鼻 B 北宇和郡津島町平井336番地平井小学校西端護岸標識 C 北宇和郡津島町森ヶ鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島高島山頂見通し150メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町竹ヶ島高島山頂見通し600メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町北灘柏崎見通し460メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町北灘柏崎見通し200メートルの点 オ Bから316度30分225メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島東端見通し275メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第246号	第1種区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びピアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町平井長瀬の鼻 B 北宇和郡津島町由良小学校平井分校東側水路から東へ12メートルの護岸標識 点 ア 北宇和郡津島町竹ヶ島高島山頂見通し150メートルの点 イ 北宇和郡津島町竹ヶ島高島山頂見通し240メー	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					トルの点 ウ 北宇和郡津島町竹ヶ島東端見通し350メートルの点 エ 北宇和郡津島町竹ヶ島東端見通し240メートルの点		
宇特区第247号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 津島町平井平井漁港護岸西角 B 津島町平井平井漁港中防波堤西側付根 点 ア 北宇和郡津島町平井シビ網代防波堤東側突端見通し80メートルの点 イ 北宇和郡津島町平井シビ網代防波堤東側突端見通し180メートルの点 ウ 北宇和郡津島町平井白石の鼻見通し150メートルの点 エ 北宇和郡津島町平井白石の鼻見通し60メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第248号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町平井シビ網代防波堤北側付根 B 北宇和郡津島町平井17番地53北角 点 ア Aから北宇和郡津島町平井平井漁港護岸北西角見通し55メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町平井平井漁港護岸北西角見通し120メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町平井字水ヶ浦385番地小屋見通し120メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町平井字水ヶ浦385番地小屋見通し50メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第249号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とB C間の最大低潮時海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町平井塩谷の浜中央標識 B Cから海岸線沿い西へ55メートルの標識 C 北宇和郡津島町平井白石の鼻 点 ア 北宇和郡津島町針木大場の浜南端見通し90メートルの点 イ 北宇和郡津島町針木大場の浜南端見通し190メートルの点 ウ 北宇和郡津島町平井マトケ鼻見通し70メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第250号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町漁家地先	Aア、アイ、及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町漁家オヤマの鼻 B 北宇和郡津島町カゴ南鼻 点 ア Aから285度見通し230メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町成帆焼菊駄場の浜南端見通し280メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第251号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町漁家地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町漁家西ヶ谷川尻護岸標識 B Aから西へ75メートルの標識 C 赤崎東鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し40メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し175メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し200メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島コオトシ鼻見通し	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					330メートルの点 オ Cから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し295メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し160メートルの点		
宇特区第252号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Cア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とCD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成クワガサコ鼻南端標識 B 北宇和郡津島町成赤崎鼻シモリ簀 C 北宇和郡津島町成赤崎鼻西の標識 D 北宇和郡津島町成赤崎東の鼻標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘福浦越見通し160メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘福浦越見通し310メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し70メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し200メートルの点 オ Dから北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端見通し250メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第253号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成城の鼻突端 B 北宇和郡津島町由良小学校成本校運動場西端の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町前島西端見通し280メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根見通し250メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第254号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成崎西端 B 北宇和郡津島町成帆焼25番地前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し50メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し100メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し200メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第255号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成帆焼の菊北側駄馬護岸の標識 B Aから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻見通し250メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻見通し250メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第256号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第173号、宇区第174号及び宇特区第257号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町須下寺崎と同町須下長畑境界線の寺崎側道路2番目排水口 B 北宇和郡津島町須下長畑護岸中央標識	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>C 北宇和郡津島町須下新防波堤東側付根より北へ10メートルの標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し270メートルの点</p> <p>イ Bから331度30分300メートルの点</p> <p>ウ Cから北宇和郡津島町須下724番地の2住宅中央見通し128メートルの点</p>		
宇特区第257号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	<p>Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町須下64番地の8小屋北角前護岸標識</p> <p>B 北宇和郡津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱から東へ2メートルの標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町須下白石の鼻見通し線とBから同町竹ヶ島山頂部重なり目見通し線との交点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第258号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から15メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町須下188番地の1前北角護岸の標識</p> <p>B 北宇和郡津島町須下196番地(冷蔵庫)南角の標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町須下457番地(冷蔵庫)南角見通し80メートルの点</p> <p>イ Bから北宇和郡津島町須下455番地住宅北角見通し80メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第259号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町須下457番地南角の標識</p> <p>B 北宇和郡津島町須下449番地の2南角前護岸標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町須下平瀬西野の浜北角見通し70メートルの点</p> <p>イ Bから北宇和郡津島町須下新浜防波堤突端見通し80メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第260号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町須下463番地前護岸標識</p> <p>B 北宇和郡津島町須下711番地1前護岸北東角</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し150メートルの点</p> <p>イ Bから北宇和郡津島町須下中鼻スゲ2 F 4電柱見通し122メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第261号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカBの7直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第176号、宇区177号及び宇特区第260号の漁業権漁場区域を除く。</p> <p>基点 A 北宇和郡津島町須下雲泊の護岸南東角の標識</p> <p>B 北宇和郡津島町須下762番地の2(作業場)南角</p> <p>C Bから護岸沿い北東へ56メートルの標識</p> <p>D 北宇和郡須下須下崎から南へ65メートルの標識</p> <p>点 ア Aから北宇和郡津島町須下平瀬西野の浜北角見通し110メートルの点</p> <p>イ Dから121度410メートルの点</p> <p>ウ Dから121度335メートルの点</p>	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Cから122度30分335メートルの点 オ Cから122度30分170メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町須下長護岸の下中央標識見通し145メートルの点		
宇特区第262号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町鯉網代地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から70メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町鯉網代黒崎 B 北宇和郡津島町鯉網代ウノクソ鼻	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第263号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島白浜護岸西端から東へ20メートルの標識 B 北宇和郡津島町竹ヶ島水トリの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町平井字長簀424番地1下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設東端見通し(145度30分)275メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し150メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第264号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	Cア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とC D間の最大低潮時海岸線から32メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島竹ヶ島漁港竹ヶ島小学校前防波堤東側沿い北へ55メートルの標識 B 北宇和郡津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設指示標 C 北宇和郡津島町竹ヶ島長モチ岩 D 北宇和郡津島町竹ヶ島弁天の2番岩 点 ア Cから北宇和郡津島町平井字長簀424番地1下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設見通し164メートルの点 イ Bから153度134メートルの点 ウ Aから77度30分100メートルの点 エ Dから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し345メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記2のとおり
宇特区第265号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村由良岬三ツ簀の標識 点 ア Aから90度100メートルの点 イ Aから90度400メートルの点 ウ Aから135度570メートルの点 エ Aから165度410メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第266号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村雨崎ク口鼻 点 ア Aから230度100メートルの点 イ Aから230度500メートルの点 ウ Aから260度600メートルの点 エ Aから300度300メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第267号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村網代地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカDの7直線とB D間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村雨崎突端 B 南宇和郡内海村網代外防波堤東側突端 C 南宇和郡内海村網代網代鼻 D 南宇和郡内海村荒樫荒樫鼻 点 ア AからB見通し400メートルの点 イ AからC見通し300メートルの点 ウ AからC見通し500メートルの点 エ Cから90度500メートルの点 オ Cから90度150メートルの点 カ Dから90度250メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第268号	第1種区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村網代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村網代網代鼻 B 南宇和郡内海村荒樫荒樫鼻 点 ア Aから90度150メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ Bから90度500メートルの点 エ Bから90度250メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第269号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村魚神山地先	Bキ、キA、AA、アイ、イエ、エオ、オD及びDCの8直線とCB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただしCI、イエ、エカ、カCの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡内海村荒樫荒樫鼻 B 南宇和郡内海村魚神山179-3番地南端の標識 C 南宇和郡内海村魚神山中防波堤北側突端 D 南宇和郡内海村魚神山ナガツ工鼻 E 南宇和郡内海村魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 F 南宇和郡内海村魚神山甚五郎婆の標識 点 ア Aから90度500メートルの点 イ Dから170度600メートルの点 ウ Fから180度400メートルの点 エ イからウ見通し150メートルの点 オ DからE見通し150メートルの点 カ CからD見通し140メートルの点 キ Aから0度500メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第270号	第1種区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村魚神山地先	AA及びABの2直線とAB間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村荒樫荒樫鼻 B 南宇和郡内海村魚神山179-3番地南端角の標識 点 ア Aから0度500メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第271号	第1種区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村魚神山地先	アイ、イウ、ウC、CB及びBAの5直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村魚神山ナガツ工鼻 B 南宇和郡内海村魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 C 南宇和郡内海村魚神山甚五郎婆の標識 点 ア AからB見通し150メートルの点 イ Aから170度470メートルの点 ウ Cから180度200メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第272号	第1種区画漁業	あわび養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村魚神山地先	イウ、ウエ、エオ及びオイの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村魚神山ナガツ工鼻 B 南宇和郡内海村魚神山1351番地(クロサイ浜東端)の標識 C 南宇和郡内海村魚神山甚五郎婆の標識 点 ア AからB見通し150メートルの点 イ Aから170度470メートルの点 ウ Aから170度670メートルの点 エ Cから180度400メートルの点 オ Cから180度200メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第273号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村魚神山地先	AB、BI、IA及びAAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村魚神山やなごさこーツ婆の標識 B 南宇和郡内海村魚神山甚五郎婆の標識 C 南宇和郡内海村観音崎西突端の標識 点 ア Cから南宇和郡内海村荒樫荒樫鼻見通し100メートルの点 イ Cから南宇和郡内海村荒樫荒樫鼻見通し600メ	南宇和郡内海村	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ートルの点		
宇特区第274号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村船越運河防波堤南側突端 点 ア Aから180度150メートルの点 イ Aから180度450メートルの点 ウ イから270度80メートルの点 エ アから270度80メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第275号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村油袋56番地(船越長簀)の標識 B 南宇和郡内海村油袋水淵鼻 点 ア Aから南宇和郡内海村観音崎見通し300メートルの点 イ Bから南宇和郡内海村雨崎見通し450メートルの点 ウ Bから南宇和郡内海村雨崎見通し150メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第276号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村油袋水淵鼻 B 南宇和郡内海村油袋212番地(長簀)の標識 C 南宇和郡内海村塩子島南端の標識 点 ア Aから南宇和郡内海村雨崎見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡内海村雨崎見通し450メートルの点 ウ Bから南宇和郡内海村雨崎見通し450メートルの点 エ Cから南宇和郡内海村雨崎見通し600メートルの点 オ Cから南宇和郡内海村雨崎見通し200メートルの点 カ Bから南宇和郡内海村雨崎見通し50メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第277号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村塩子島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村塩子島東端の標識 B 南宇和郡内海村塩子島北端の標識 点 ア Aから27度150メートルの点 イ Bから84度200メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第278号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村油袋216番地東端東角の標識 点 ア Aから120度250メートルの点 イ Aから145度400メートルの点 ウ Aから塩子島北端見通し350メートルの点 エ Aから塩子島北端見通し150メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第279号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村油袋216番地東端北角の標識 B 南宇和郡内海村油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから90度50メートルの点 イ Bから122度170メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第280号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村油袋242番地東端南角の標識 点 ア Aから90度200メートルの点 イ Aから90度500メートルの点 ウ イから180度800メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ アから180度800メートルの点		
宇特区第281号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	<p>Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡内海村油袋250番地(豆首)の標識 B 南宇和郡内海村油袋276番地(上ノ谷)東角の標識</p> <p>点 ア Aから5度300メートルの点</p>	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第282号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	<p>Aイ、アイ、アE、Cウ及びウDの5直線とA C及びD E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし宇区第183号の漁業権漁場区域を除く。</p> <p>基点 A 南宇和郡内海村家串1番地小松鼻 B 南宇和郡内海村油袋330-1番地南角の標識 C 南宇和郡内海村油袋276番地(上ノ谷)東角の標識 D 南宇和郡内海村油袋250番地(豆首)の標識 E 南宇和郡内海村油袋242番地東端南角の標識</p> <p>点 ア Eから90度500メートルの点 イ Aから南宇和郡内海村柏崎小松鼻見通し500メートルの点 ウ Dから5度300メートルの点</p>	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第283号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウH、HG、Eエ、エオ及びオBの8直線とA B及びE G間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡内海村家串小松鼻 B 南宇和郡内海村家串小松鼻東の標識 C 南宇和郡内海村家串40番地(タンダ浜)東角の標識 D 南宇和郡内海村家串龍王鼻 E 南宇和郡内海村家串神社前防波堤北側突端 F 南宇和郡内海村家串1333番地(波切)の標識 G 南宇和郡内海村恵美須崎の標識 H 南宇和郡内海村恵美須崎の標識</p> <p>点 ア Aから南宇和郡内海村柏崎小松鼻見通し500メートルの点 イ Fから南宇和郡内海村塩子島北端見通し600メートルの点 ウ Hから南宇和郡内海村黒箸見通し500メートルの点 エ DからE見通し230メートルの点 オ Cから170度200メートルの点</p>	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第284号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡内海村家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡内海村家串龍王鼻 C 南宇和郡内海村家串神社前防波堤北側突端</p> <p>点 ア Aから170度200メートルの点 イ BからC見通し230メートルの点</p>	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第285号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 南宇和郡内海村家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地南角の標識</p> <p>点 ア Aから南宇和郡内海村家串龍王鼻見通し80メートルの点 イ Aから南宇和郡内海村家串龍王鼻見通し200メートルの点 ウ イから南宇和郡内海村家串452-2番地東端見通し160メートルの点</p>	南宇和郡内海村	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ アから南宇和郡内海村家串東内防波堤西突端見 通し160メートルの点		
宇特区 第286号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村平簗地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 南宇和郡内海村恵美須簗の標識 B 南宇和郡内海村平簗外防波堤南側突端 点 ア Aから151度540メートルの点 イ Aから119度550メートルの点 ウ エから水門口見通し150メートルの点 エ Bから90度60メートルの点	南宇和郡 内海村	別記2の とおり
宇特区 第287号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村平簗地先	Aア、アイ、イウ及びウアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡内海村平簗668番地(立簗)の標識 点 ア Aから282度580メートルの点 イ Bから180度600メートルの点 ウ イから90度450メートルの点	南宇和郡 内海村	別記2の とおり
宇特区 第288号	第1種 区画漁業	ひおう ぎ養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村須ノ川水門口の標識 点 ア Aから282度100メートルの点 イ Aから282度580メートルの点 ウ Aから塩子島南端見通し600メートルの点 エ Aから塩子島南端見通し100メートルの点	南宇和郡 内海村	別記2の とおり
宇特区 第289号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村須ノ川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村須ノ川水門口の標識 B 南宇和郡内海村須ノ川灘の大岩の標識 点 ア Aから南宇和郡内海村塩子島南端見通し100メ ートルの点 イ Aから南宇和郡内海村塩子島南端見通し600メ ートルの点 ウ Bから南宇和郡内海村黒簗見通し500メートル の点 エ Bから南宇和郡内海村黒簗見通し100メートル の点	南宇和郡 内海村	別記2の とおり
宇特区 第290号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村柏崎地先	Aア、アイ、イB及びABの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村柏崎125番地北端(かんすけ簗) の標識 B 南宇和郡内海村柏崎128番地南端(とんざり簗)の標識 点 ア Aから270度550メートルの点 イ Bから270度550メートルの点	南宇和郡 内海村	別記2の とおり
宇特区 第291号	第1種 区画漁業	ひおう ぎ養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村柏崎小松鼻 B 南宇和郡内海村柏崎269番地南端の標識 点 ア Aから180度70メートルの点 イ Aから180度200メートルの点 ウ Bから180度200メートルの点 エ Bから180度70メートルの点	南宇和郡 内海村	別記2の とおり
宇特区 第292号	第1種 区画漁業	真珠貝 養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村柏崎地先	Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB及びCD間の最 大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村柏崎269番地南端の標識 B 南宇和郡内海村柏崎防波堤北側突端 C 南宇和郡内海村柏崎2051番地埋立地南角の標識 D 南宇和郡内海村と南宇和郡御荘町との最大高潮 時における境界 点 ア Aから180度500メートルの点 イ Dから南宇和郡内海村角島島頂見通し600メー	南宇和郡 内海村	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					トルの点		
宇特区第293号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村柏崎605番地の標識 B 南宇和郡内海村柏崎775番地の標識 点 ア Aから150度100メートルの点 イ Aから150度200メートルの点 ウ Bから150度250メートルの点 エ Bから150度150メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第294号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡内海村柏崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村柏崎535番地の標識 点 ア Aから168度180メートルの点 イ Aから152度210メートルの点 ウ Aから123度130メートルの点 エ Aから141度80メートルの点	南宇和郡内海村	別記2のとおり
宇特区第295号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ、及びイBの3直線と、A B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第296号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町菊川3555番地五ヶ浜大岩の標識 B 南宇和郡御荘町と同郡内海村との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから270度450メートルの点 イ Bから南宇和郡内海村角島島頂見通し500メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第296号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川3956番地大岩の標識 B 南宇和郡御荘町菊川3954番地の標識 C 南宇和郡御荘町菊川3572番地の標識 点 ア Aから230度180メートルの点 イ BからC見通し280メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第297号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川3554番地の標識 B 南宇和郡御荘町菊川3555番地五ヶ浜大岩の標識 点 ア Aから270度250メートルの点 イ Bから270度250メートルの点 ウ Bから270度100メートルの点 エ Aから270度100メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第298号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2631番地の標識 B 南宇和郡御荘町菊川2956 - 2番地アコギ西鼻 点 ア Aから241度150メートルの点 イ Bから271度150メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第299号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2617番地1号標識 B 南宇和郡御荘町菊川2617番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦延命寺南鼻見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦テレビ塔見通し200メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第300号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	A B及びC Dの2直線とA D及びB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2617番地黒櫛東鼻 B 南宇和郡御荘町菊川2376番地西角	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					C 南宇和郡御荘町菊川2378番地北角 D 南宇和郡御荘町菊川2426番地西角		
宇特区第301号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2238番地ドウシン北鼻 B 南宇和郡御荘町菊川2238番地ドウシン鼻 C 南宇和郡御荘町菊川2237 - 3番地コムシヨケ中鼻 点 ア Aから南宇和郡御荘町高畑猿越中崎見通し30メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町高畑猿越中崎見通し50メートルの点 ウ Cから南宇和郡御荘町高畑猿越中崎見通し60メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第302号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	A B及びC Dの2直線とA D及びB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第198号及び宇区第199号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町菊川1797番地西角 B 南宇和郡御荘町菊川2236 - 3番地南角 C 南宇和郡御荘町菊川2235番地北角 D 南宇和郡御荘町菊川1795番地西角	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第303号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町平地先	A B及びC Dの2直線とA C及びB D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町平地262番地東角 B 南宇和郡御荘町平地7番地の標識 C 南宇和郡御荘町平地9番地前町道の標識 D 南宇和郡御荘町平地64番地前町道の標識	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第304号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町平地先	Aア、アB、B C及びD Eの4直線とA E及びC D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町平地526番地港湾防波堤突端 B 南宇和郡御荘町長崎3番地棧橋東側付根 C 南宇和郡御荘町長洲1350番地長洲埋立地南角 D 南宇和郡御荘町平地1780番地東角 E 南宇和郡御荘町平地776番地標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町平地大島北端見通し200メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第305号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町平地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町平地大島北端 B 南宇和郡御荘町平地大島西北端の標識 C 南宇和郡御荘町平地大島西端 点 ア Aから南宇和郡御荘町長洲1350番地長洲埋立地南角見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡御荘町長洲1350番地長洲埋立地南角見通し100メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町平地526番地港湾防波堤突端見通し110メートルの点 エ Cから南宇和郡御荘町菊川黒櫛鼻と同町中浦鉢ヶ崎との中央見通し200メートルの点 オ Cから南宇和郡御荘町菊川黒櫛鼻と同町中浦鉢ヶ崎との中央見通し40メートルの点 カ Bから南宇和郡御荘町平地526番地港湾防波堤突端見通し40メートルの点	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり
宇特区第306号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町平地先	Aア、アD及びC Bの3直線と、A B及びC D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町防城と南宇和郡御荘町深泥との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡御荘町深泥19番地北角	南宇和郡御荘町御荘地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					C 南宇和郡御荘町平城700番地南角の標識 D 南宇和郡御荘町平城長崎水門南端から海岸沿い東へ40メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町大島南端見通し150メートルの点		
宇特区第307号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町防城成川地先	Aア、アイ、イB及びA Bの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町大島南端丸簪 B 南宇和郡御荘町大島茶臼簪 点 ア Aから南宇和郡御荘町防城東防波堤突端見通し20メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町防城西防波堤突端見通し20メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第308号	第1種画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町防城成川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町成川防波堤西側突端 B 南宇和郡御荘町防城メイロ鼻 点 ア Aから356度190メートルの点 イ Bから31度150メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第309号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水平岩 B 南宇和郡御荘町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 C 南宇和郡御荘町赤水22番地2北角の標識 点 ア Aから293度200メートルの点 イ Bから293度180メートルの点 ウ Bから293度280メートルの点 エ Cから293度320メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第310号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	4月1日から8月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水970番地東角の標識 B Aから海岸沿い北東へ38メートルの標識 点 ア Aから122度45メートルの点 イ Bから110度45メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記1及び2のとおり
宇特区第311号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑後越宮ノ鼻 B 南宇和郡御荘町高畑後越中鼻 C 南宇和郡御荘町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町延命寺供養塔見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し110メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し70メートルの点 エ Cから南宇和郡内海村柏崎鼻見通し60メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第312号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑869番地北角の標識 B 南宇和郡御荘町高畑片平鼻 点 ア Aから45度80メートルの点 イ Bから45度100メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第313号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑片平鼻から海岸沿い北へ60	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					メートルの標識 B 南宇和郡御荘町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから南宇和郡御荘町菊川白石東鼻見通し140メートルの点 イ Bから33度150メートルの点		
宇特区第314号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	Aアの直線とAア間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑猿越中崎鼻から海岸沿い南西へ40メートルの標識 点 ア Aから269度線と海岸線との交点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第315号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦鉢ヶ崎鼻 B 南宇和郡御荘町中浦11番地北角の標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから280度250メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第316号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第218号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町中浦1676番地北角の標識 B 南宇和郡御荘町中浦マブネ鼻	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第317号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ、イウ、ウE、Dエ及びエBの6直線とA B及びD E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦マブネ鼻 B 南宇和郡御荘町中浦二子簀 C 南宇和郡御荘町中浦信田東鼻 D 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦鼻 E 南宇和郡御荘町中浦1867番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Cから南宇和郡御荘町中浦火道真谷見通し65メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第318号	第1種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第220号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町中浦二子簀 B 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦鼻 点 ア 南宇和郡御荘町中浦信田東鼻から同町中浦火道真谷見通し65メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第319号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第221号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町中浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡御荘町中浦ほうの木鼻 点 ア Aから南宇和郡御荘町大島南端見通し線とBから同町二子簀見通し線との交点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第320号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦戸ノ浦鼻 点 ア Aから98度690メートルの点 イ Aから95度690メートルの点 ウ Aから86度460メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					工 Aから90度450メートルの点		
宇特区第321号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦地蔵ヶ簀 B 南宇和郡御荘町中浦段ノ網代標識 C 南宇和郡御荘町中浦段ノ網代東鼻 点 ア Bから191度118メートルの点 イ Cから170度156メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第322号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦左右水ヨウケ鼻 B 南宇和郡御荘町中浦左右水ハエノ鼻 C 南宇和郡御荘町中浦左右水深谷鼻 点 ア Aから38度の線とBから93度の線との交点 イ Bから170度65メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第323号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦銚子鼻から海岸沿い南西へ200メートルの標識 B 南宇和郡御荘町猿鳴ヒョウク口鼻 点 ア Aから319度200メートルの点 イ Bから328度150メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第324号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴ヒョウク口鼻西端の標識 B 南宇和郡御荘町猿鳴ネガセ穴の口鼻 点 ア Aから328度150メートルの点 イ Bから南宇和郡内海村柏崎小松鼻見通し250メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第325号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴ネガセ西鼻 B 南宇和郡御荘町猿鳴ネガセ東鼻 点 ア Aから330度120メートルの点 イ Aから20度186メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第326号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴テボ礁1号標識 点 ア Aから320度134メートルの点 イ Aから354度204メートルの点 ウ Aから56度178メートルの点 エ Aから93度85メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第327号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴テボ礁2号標識 点 ア Aから295度185メートルの点 イ Aから267度245メートルの点 ウ Aから213度170メートルの点 エ Aから196度55メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第328号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴長持礁西端 点 ア Aから219度55メートルの点 イ Aから215度175メートルの点 ウ Aから187度194メートルの点 エ Aから157度100メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第329号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴カヤノ鼻 B 南宇和郡御荘町猿鳴でんびら鼻北端の標識 点 ア Aから280度20メートルの点 イ Bから280度50メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第330号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴でんびら鼻南端の標識 B 南宇和郡御荘町猿鳴矢呂防波堤西側突端 点 ア Aから南宇和郡御荘町猿鳴カメガクビ鼻見通し30メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町猿鳴松島鼻見通し100メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第331号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴中矢呂鼻 B Aから海岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡内海村角島島頂見通し100メートルの点 イ Bから305度108メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第332号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴松島鼻 B 南宇和郡御荘町猿鳴ヒミチ鼻 点 ア Aから336度50メートルの点 イ Bから341度147メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第333号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町猿鳴ヒミチ鼻 点 ア Aから282度348メートルの点 イ Aから341度147メートルの点 ウ Aから331度47メートルの点 エ Aから265度319メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第334号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から25メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町と同郡西海町との境界 B 南宇和郡御荘町猿鳴三ツ簀鼻 点 ア Bから244度の線とAから南宇和郡御荘町黒部島島頂見通し線との交点 イ Bから311度150メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第335号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町三畑田島上島北端の標識 B 南宇和郡御荘町三畑田島下島南端の標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し40メートルの点 イ Aから南宇和郡御荘町猿鳴ヒョウクロ鼻見通し290メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町猿鳴一ツ簀見通し300メートルの点 エ Bから南宇和郡御荘町猿鳴一ツ簀見通し50メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり
宇特区第336号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町三ツ畑田島中島鼻 点 ア Aから184度260メートルの点 イ Aから208度293メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Aから282度134メートルの点 エ Aから0度287メートルの点 オ Aから24度257メートルの点 カ Aから285度10メートルの点		
宇特区第337号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町垣内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町深浦ヨケノ平鼻 B 南宇和郡城辺町垣内ウノ鼻 点 ア Aから南宇和郡城辺町中箸頂見通し80メートルの点 イ Bから南宇和郡城辺町岩水テイノ浦眞谷見通し60メートルの点	南宇和郡城辺町東海地区	別記2のとおり
宇特区第338号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町岩水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町岩水32番地(造船所)西北端の標識 B 南宇和郡城辺町岩水住吉神社西端の標識 点 ア Aから南宇和郡城辺町東敦盛鼻見通し60メートルの点 イ Bから南宇和郡城辺町垣内ウノ鼻見通し60メートルの点	南宇和郡城辺町東海地区	別記2のとおり
宇特区第339号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町敦盛地先	Aア、アイ、イBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町敦盛東敦盛鼻 B 南宇和郡城辺町敦盛西敦盛鼻 点 ア Aから南宇和郡城辺町垣内837番地西角標識見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡城辺町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡城辺町東海地区	別記2のとおり
宇特区第340号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウD及びDC、CBの6直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町柿の浦オドシ谷南鼻の標識 B 南宇和郡城辺町柿の浦八郎箸南端 C Dより北へ海岸沿い180メートルの点 D 南宇和郡城辺町大浜西コガネ崎鼻 点 ア Aから南宇和郡城辺町久良御台場北鼻標識見通し225メートル イ Bから南宇和郡城辺町久良天嶋東端見通し200メートルの点 ウ Dから南宇和郡城辺町当木島東端見通し200メートルの点	南宇和郡城辺町東海地区及び深浦地区	別記2のとおり
宇特区第341号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町中玉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町中玉荒谷大ズ工鼻 B 南宇和郡城辺町中玉荒谷観音箸 点 ア Aから180度300メートルの点 イ Aから180度500メートルの点 ウ Bから180度500メートルの点 エ Bから180度300メートルの点	南宇和郡城辺町深浦地区及び東海地区	別記2のとおり
宇特区第342号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町中玉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町中玉二子箸 B 南宇和郡城辺町脇本大付東鼻 点 ア Aから180度250メートルの点 イ Aから180度550メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点	南宇和郡城辺町東海地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第343号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町脇本地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡城辺町脇本大付東鼻 点 ア Aから高知県沖ノ島あしのりおり見通し250メートルの点 イ Aから高知県沖ノ島あしのりおり見通し600メートルの点 ウ Bから180度650メートルの点 エ Bから180度250メートルの点	南宇和郡城辺町東海地区	別記2のとおり
宇特区第344号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町古月地先	Aイ、イア及びバBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町鮎越島原南突端 B 南宇和郡城辺町古月テシノ鼻 C 南宇和郡城辺町古月エビス鼻 点 ア Bから南宇和郡城辺町日土鼻見通し70メートルの点 イ Aから南宇和郡城辺町久良御台場北鼻見通し300メートルの点	南宇和郡城辺町深浦	別記2のとおり
宇特区第345号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町深浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町深浦と同町垣内との最大高潮時海岸線における境界(ヨケノヒラ鼻) B 南宇和郡城辺町深浦241番地住宅西角標識 点 ア Aから南宇和郡城辺町中簀頂見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡城辺町中簀頂見通し190メートルの点 ウ Bから南宇和郡城辺町西敦盛鼻見通し200メートルの点 エ Bから南宇和郡城辺町西敦盛鼻見通し50メートルの点	南宇和郡城辺町深浦	別記2のとおり
宇特区第346号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町西敦盛鼻 B 南宇和郡城辺町敦盛523番地向山深浦漁協漁具倉庫東端 点 ア Aから南宇和郡城辺町深浦241番地住宅西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡城辺町深浦1841番地旧深浦漁協西角標識見通し100メートルの点	南宇和郡城辺町深浦	別記2のとおり
宇特区第347号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町敦盛523番地向山深浦漁協漁具倉庫東端 B 南宇和郡城辺町深浦二本松沖二ナ工簀中央 点 ア Aから南宇和郡城辺町深浦1841番地旧深浦漁協西角標識見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡城辺町深浦オカニナ工簀見通し100メートルの点	南宇和郡城辺町深浦	別記2のとおり
宇特区第348号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町柿の浦オトシ谷南鼻 B 南宇和郡城辺町柿の浦灯台 点 ア Aから南宇和郡城辺町久良御台場北鼻標識見通し225メートルの点 イ Bから南宇和郡城辺町鮎越丸簀北鼻見通し100メートルの点	南宇和郡城辺町深浦	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇特区第349号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町大浜地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町大浜西コガネ崎鼻 B 南宇和郡城辺町大浜東コガネ崎鼻 C 南宇和郡城辺町大浜タデノ崎鼻 点 ア Aから南宇和郡城辺町当木島南端見通し200メートルの点 イ Cから204度645メートルの点 ウ Cから204度225メートルの点	南宇和郡城辺町深浦	別記2のとおり
宇特区第350号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町大浜地先	Aイ、イア及びアBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町黒崎鼻 B 南宇和郡城辺町大浜小島鼻 C 南宇和郡城辺町大浜タデノ崎鼻 点 ア Cから204度225メートルの点 イ Cから204度645メートルの点	南宇和郡城辺町深浦	別記2のとおり
宇特区第351号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町久良地先	Aア、アイ、イD、DC及びCBの5直線とB A間の最大低潮時海岸線から70メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町久良トクンタネの西小鼻標識 B 南宇和郡城辺町久良瀬の浜の標識 C 南宇和郡城辺町久良中天嶺鼻 D 南宇和郡城辺町久良天嶺鼻灯台下の大岩の標識 点 ア Aから南宇和郡西海町野地島島頂見通し350メートルの点 イ Dから南宇和郡城辺町当木島西端見通し400メートルの点	南宇和郡城辺町久良	別記2のとおり
宇特区第352号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町久良地先	Bオ、オア、アイ、イウ、ウエ、エC及びCBの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡城辺町久良3661番地西端の標識 B 南宇和郡城辺町久良4068 - 1番地（作業場）東端 C 南宇和郡城辺町久良ボラアジロ鼻 D 南宇和郡城辺町久良天嶺内小鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡城辺町小屋ノ浦鼻標識見通し150メートルの点 イ Cから南宇和郡城辺町エビス鼻標識見通し150メートルの点 ウ Dから南宇和郡城辺町深浦八郎簀標識見通し150メートルの点 エ Dから南宇和郡城辺町深浦八郎簀標識見通し30メートルの点 オ Aから南宇和郡城辺町小屋ノ浦鼻標識見通し50メートルの点	南宇和郡城辺町久良	別記2のとおり
宇特区第353号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡城辺町久良地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びCBの6直線とオC及びB A間の最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、南宇和郡城辺町久良小屋の浦392 - 4番地東端から同町久良4068 - 1番地（作業場）東端を結ぶ直線と同町久良小屋の浦392 - 17番地中央の標識から同町久良3860 - 1番地東端を結ぶ直線との間の区域を除く。 基点 A 南宇和郡城辺町久良小屋の浦鼻の標識 B Aから海岸沿い北へ220メートルの標識 C 南宇和郡城辺町久良白浦鼻 D 南宇和郡城辺町日土鼻の標識 E 南宇和郡城辺町古月カゴヤ鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡城辺町久良3661番地西端見通し150メートルの点 イ Dから南宇和郡城辺町久良ボラアジロ鼻見通し200メートルの点	南宇和郡城辺町久良	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Eから南宇和郡城辺町天巖鼻東端見通し500メートルの点 エ Eから南宇和郡城辺町天巖鼻東端見通し70メートルの点 オ エから南宇和郡城辺町久良松島北端見通し延長線と海岸線との交点		
宇特区第354号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越磯崎から海岸線沿い東へ200メートルの標識 B 南宇和郡西海町船越コケ岬	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第355号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町コケ岬より海岸線沿い東へ70メートルの標識 B 南宇和郡西海町船越1869番地(一軒家)東端の標識 点 ア Aから南宇和郡西海町道越鼻見通し180メートルの点 イ Bから南宇和郡西海町女呂岬見通し170メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第356号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町コケ岬から海岸線沿い東へ230メートルの標識 B 南宇和郡西海町船越1869番地(一軒家)西端の標識 点 ア Aから南宇和郡西海町道越鼻見通し480メートルの点 イ Aから南宇和郡西海町道越鼻見通し280メートルの点 ウ Bから南宇和郡西海町内泊2番地(旧西浦中学校)東角見通し270メートルの点 エ Bから南宇和郡西海町内泊2番地(旧西浦中学校)東角見通し470メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第357号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越黒鼻から海岸線沿い西へ60メートルの標識 B 南宇和郡西海町船越1869番地(一軒家)東端の標識 点 ア Aから南宇和郡西海町内泊平床鼻見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡西海町中泊女呂岬見通し170メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第358号	第1種画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越黒鼻から海岸線沿い西へ330メートルの標識 B 南宇和郡西海町船越1869番地(一軒家)西端の標識 点 ア Aから南宇和郡西海町内泊平床鼻見通し500メートルの点 イ Aから南宇和郡西海町内泊平床鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡西海町内泊2番地(旧西浦中学	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					校) 東角見通し270メートルの点 工 B から南宇和郡西海町内泊2番地(旧西浦中学校) 東角見通し470メートルの点		
宇特区第359号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越黒鼻から海岸線沿い西へ60メートルの標識 B 南宇和郡西海町船越1753番地南角の標識 点 ア Aから南宇和郡西海町内泊平床鼻見通し200メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、越田、弓立、小浦、櫻月、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第360号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越1599番地(町営西の浜駐車場)北端の標識 B Aから海岸沿い北へ125メートルの標識 C 南宇和郡西海町船越松ケ下鼻 点 ア Aから270度230メートルの点 イ Bから270度230メートルの点 ウ Bから270度400メートルの点 エ Cから270度300メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第361号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町内泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町内泊平床鼻から海岸線沿い南へ420メートルの標識 B 南宇和郡西海町内泊1193番地(カプト岩)南角の標識 点 ア Aから85度見通し180メートルの点 イ Bから南宇和郡西海町中泊女呂岬見通し100メートルの点	南宇和郡西海町船越及び内泊	別記2のとおり
宇特区第362号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町内泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町内泊546番地東端の標識 B 南宇和郡西海町内泊東防波堤東側付根 点 ア Aから346度580メートルの点 イ Aから346度200メートルの点 ウ Bから346度200メートルの点 エ Bから346度580メートルの点	南宇和郡西海町内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第363号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町内泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町内泊カマ簪の標識 B 南宇和郡西海町内泊25番地-1(西浦小学校)護岸の標識 点 ア Aから80度200メートルの点 イ Bから80度170メートルの点	南宇和郡西海町内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第364号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町外泊地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町中泊12番地(西海町漁協水揚場)西角の標識 B 南宇和郡西海町外泊第5防波堤西側突端 点 ア Aから354度240メートルの点 イ Aから354度100メートルの点 ウ Bから354度90メートルの点 エ Bから354度230メートルの点	南宇和郡西海町中泊、外泊、船越及び久家	別記2のとおり
宇特区第365号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町外泊地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町外泊道越鼻 B 南宇和郡西海町外泊68番地(網干場)北角の標識	南宇和郡西海町中泊、外泊、船越及び久家	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから南宇和郡西海町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡西海町中泊赤崎鼻見通し100メートルの点		
宇特区第366号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町外泊地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町外泊34番地(豊岩)西端の標識 B 南宇和郡西海町外泊道越鼻より海岸線沿い西へ160メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡西海町礪崎見通し250メートルの点	南宇和郡西海町内泊、中泊及び外泊	別記2のとおり
宇特区第367号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町下久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から85メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町樽見鼻より海岸線沿い北へ150メートルの標識 B 南宇和郡西海町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡西海町亀倉鼻見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡西海町小浦穴の鼻西端見通し100メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、小浦及び櫻月	別記2のとおり
宇特区第368号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町下久家地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町樽見鼻 B 南宇和郡西海町下久家風無鼻より海岸線沿い東へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡西海町亀倉鼻見通し510メートルの点 イ Aから南宇和郡西海町亀倉鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡西海町小浦穴の鼻西端見通し190メートルの点 エ Bから南宇和郡西海町小浦穴の鼻西端見通し400メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、櫻月及び小浦	別記2のとおり
宇特区第369号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越、久家、下久家地先	イア、Bイ、Cウ及びアウの4直線とB C間の最大低潮時海岸線から120メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、西海町久家894番地北角より19度の線から西側100メートルの航路幅の区域を除く。 基点 A 南宇和郡西海町久家1番地北角の標識 B 南宇和郡西海町久家856番地-2北角の標識 C 南宇和郡西海町下久家風無鼻 点 ア Aから南宇和郡西海町小浦穴の鼻西端見通し600メートルの点 イ Bから南宇和郡西海町船越446番地(作業場)東角見通し線とAから穴の鼻西端との交点 ウ Cから南宇和郡西海町櫻月鼻見通し120メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、小浦及び櫻月	別記2のとおり
宇特区第370号	第1種漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とB E間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越8番地(旧造船所)西端の標識 B 南宇和郡西海町船越竹倉鼻から海岸線沿い西へ80メートルの標識 C 南宇和郡西海町船越348番地の標識 D 南宇和郡西海町小浦穴の鼻から海岸線沿い西へ150メートルの標識 E 南宇和郡西海町櫻月防波堤西側突端 点 ア Aから223度延長線とBからC見通し線との交	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、越田、弓立、小浦及び櫻月	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 イ Aから223度450メートルの点 ウ Dから270度1250メートルの点 エ Eから南宇和郡西海町下久家風無鼻見通し線とDから270度の線との交点		
宇特区第371号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町弓立地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町小浦穴の鼻より海岸線沿い西へ120メートルの標識 B 南宇和郡西海町弓立鼻 点 ア Aから南宇和郡西海町二本松中鼻見通し250メートルの点 イ Aから南宇和郡西海町二本松中鼻見通し100メートルの点 ウ Bから南宇和郡西海町樽見鼻見通し100メートルの点 エ Bから南宇和郡西海町樽見鼻見通し300メートルの点	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦及び樫月	別記2のとおり
宇特区第372号	第1種区画漁業	真珠貝養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町越田地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町小弓立鼻 B 南宇和郡西海町亀倉鼻	南宇和郡西海町船越、久家、下久家、樽見、越田、弓立、小浦及び樫月	別記2のとおり
宇特区第373号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町福浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町福浦1263番地（作業場）西側付根 B 南宇和郡西海町明神鼻 C 南宇和郡西海町笠ハズシ鼻から西へ200メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡西海町小成川388番地2（作業場）標識見通し160メートルの点 イ Aから南宇和郡西海町小成川388番地2（作業場）標識見通し415メートルの点 ウ Bから南宇和郡西海町名切鼻見通し300メートルの点 エ Cから南宇和郡西海町札立防波堤突端見通し400メートルの点 オ Cから南宇和郡西海町札立防波堤突端見通し145メートルの点 カ Bから南宇和郡西海町名切鼻見通し95メートルの点	南宇和郡西海町福浦	別記2のとおり
宇特区第374号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡西海町大成川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町大成川防波堤東側付根から東へ10メートルの標識 B 南宇和郡西海町樽見705番地（作業場）西側付根から西へ35メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡西海町明神鼻見通し100メートルの点 イ Aから南宇和郡西海町明神鼻見通し300メートルの点 ウ Bから南宇和郡西海町麦ヶ浦450番地地先標識見通し280メートルの点 エ Bから南宇和郡西海町麦ヶ浦450番地地先標識見通し80メートルの点	南宇和郡西海町福浦	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。